

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成27年6月16日

**【計算期間】** 第33期(自 平成26年9月17日 至 平成27年3月16日)

**【ファンド名】** ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジなし）  
ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジあり）

**【発行者名】** ブラックロック・ジャパン株式会社

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役会長 井澤 吉幸

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

**【事務連絡者氏名】** 加藤 淳一郎

**【連絡場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

**【電話番号】** 03-6703-4935

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

## 第一部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジなし）、ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジあり）は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行うことを基本とします。

（「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジなし）」、「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジあり）」を総称して、以下「当ファンド」または「各ファンド」という場合があります。また、各々、「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジなし）」を「為替ヘッジなし」、「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジあり）」を「為替ヘッジあり」という場合があります。）

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信／海外／債券に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

##### <商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

##### <属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を含む) 日本	ファミリー ファンド	<ヘッジなし> なし
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	<ヘッジあり> あり (フルヘッジ)
不動産投信 その他資産 (投資信託証券（債券）) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型				

## &lt;各分類および区分の定義&gt;

## ・商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## ・属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（債券））	目論見書または投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として債券に投資する。
決算頻度による属性区分	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	グローバル（日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジによる属性区分	<ヘッジなし> 為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。
	<ヘッジあり> 為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

信託金の限度額は各ファンド5,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色(各ファンドおよびマザーファンドの特色)

a. 当ファンドは、世界主要国の国債等(国債、政府機関債、国際機関債)を中心に公社債に投資します。

投資する公社債は、取得時において投資適格格付(BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付)が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとしします。

国債の他、投資適格格付を付与されている社債、資産担保証券<sup>\*</sup>等にも投資します。

<sup>\*</sup> 不動産ローンや自動車ローンの債権を裏付けとして発行された証券。MBS(モーゲージ証券)、CMBS(商業用不動産ローン担保証券)、ABS(資産担保証券)などがあります。

デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。

<投資する債券の種類と概要>

<b>国債</b>  各国政府により発行される債券	<b>政府機関債 国際機関債</b>  政府機関等により発行される債券	<b>社債</b>  企業等により発行される債券	<b>ABS</b>  クレジットカード債権、自動車ローン、住宅ローン債権等を裏付けとして発行される債券	<b>MBS</b>  個人住宅ローン債権を裏付けとして発行される債券	<b>CMBS</b>  商業用不動産ローン債権を裏付けとして発行される債券
---------------------------------	---	--------------------------------	--	---	--

上記は一般的な債券の概要を述べたものであり、当ファンドが実質的に投資する債券の全てを網羅するものではありません。

b. シティ世界国債インデックス<sup>\*</sup>をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

為替ヘッジなし	シティ世界国債インデックス(円ベース)
為替ヘッジあり	シティ世界国債インデックス(円ヘッジ円ベース)

<sup>\*</sup> シティ世界国債インデックスとは、シティグループ・インデックスLLCが公表する、世界主要国の国債の総合投資利回りを指数化したものです。シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利はシティグループ・インデックスLLCに帰属します。

c. グローバルに展開するブラックロック・グループの各国拠点が運用を行います。

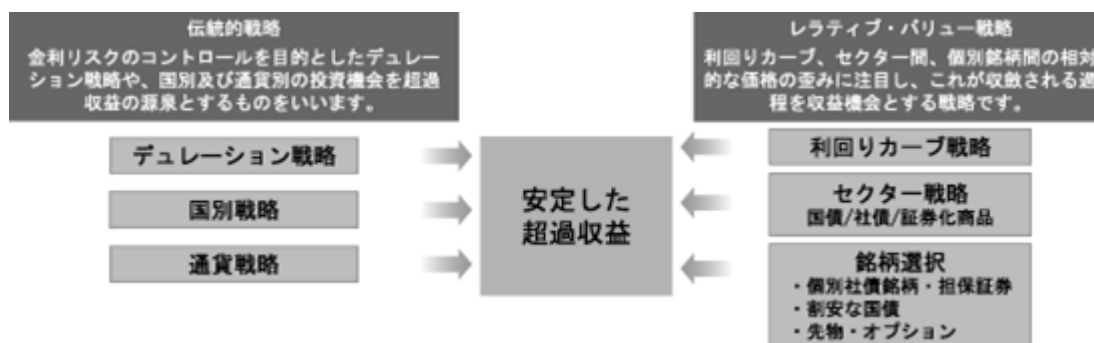
委託会社は、運用の指図に関する権限をブラックロック・グループの運用会社へ委託します。



運用の委託範囲の詳細については、「第二部ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1) 投資方針 各ファンドの投資態度」をご覧ください。

#### <ブラックロックの債券運用の特色>

金利・為替についての相場観に過度に依存せず、計算可能な相対価値（「レラティブ・バリュー」）に基づく投資機会を発見し、積み重ねていくことにより、安定した超過収益をあげることが可能であると考えています。



ファンドの運用体制等は変更となる場合があります。

d．当ファンドはファミリーファンド方式により運用を行います。

為替ヘッジなし	原則として為替ヘッジを行いません。
為替ヘッジあり	原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

ただし、各ファンドとも一部機動的な運用を行う場合もあります。

「為替ヘッジなし」、「為替ヘッジあり」の相互間でのスイッチングのお取扱いはありません。



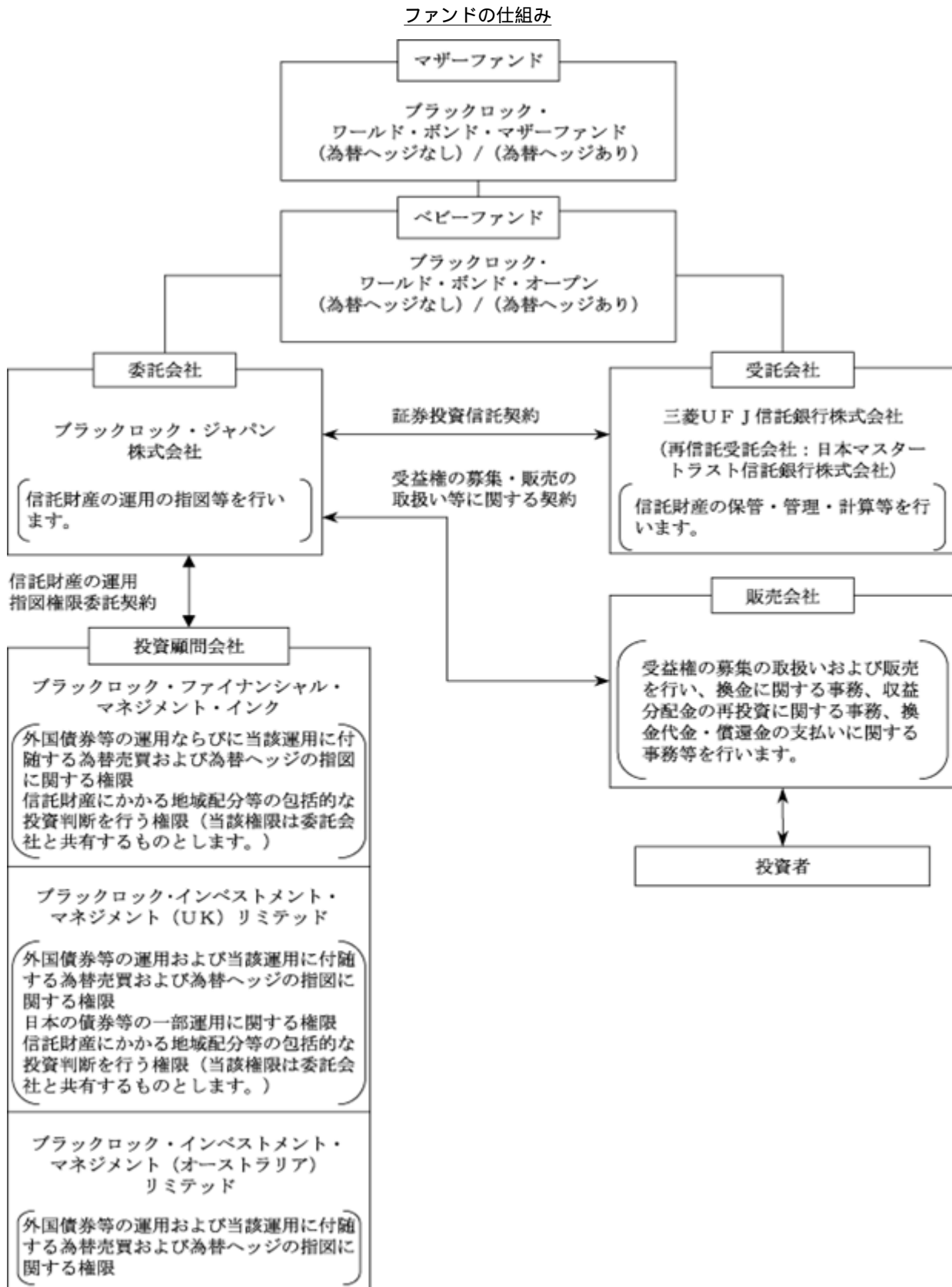
※「為替ヘッジなし」、「為替ヘッジあり」の相互間でのスイッチングのお取扱いはありません。

ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンド（「為替ヘッジなし」「為替ヘッジあり」）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。なお、信託約款上では「マザーファンド」は「親投資信託」という表現で定義されています。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成10年7月1日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
平成18年10月1日	ファンド名称を「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジなし） / （為替ヘッジあり）」へ変更
平成18年10月23日	運用の基本方針の変更
平成19年1月4日	投資信託振替制度への移行
平成21年12月2日	ファンドの委託会社としての業務をブラックロック・ジャパン株式会社からパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新社名：ブラックロック・ジャパン株式会社）に承継

## (3) 【ファンドの仕組み】



## &lt; 契約等の概要 &gt;

## a . 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

## b . 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

## c . 「信託財産の運用指図権限委託契約」

投資顧問会社への運用指図権限の委託ならびに運用の指図に係る業務内容等について規定しています。

## &lt; 委託会社の概況 &gt;

平成27年3月末現在の委託会社の概況は、以下の通りです。

a . 資本金 2,435百万円

## b . 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社)設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社)設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社)設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」

## c . 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	10,158株	100%



## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

各ファンドの投資態度

#### 「為替ヘッジなし」

a. 主としてブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジなし)受益証券への投資を通じて世界主要国の国債等(国債、政府機関債、国際機関債)を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、原則として取得時において投資適格格付(BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付)が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。

b. シティ世界国債インデックス(円ベース)をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

c. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、一部機動的な運用を行う場合もあります。

#### 「為替ヘッジあり」

a. 主としてブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジあり)受益証券への投資を通じて、世界主要国の国債等(国債、政府機関債、国際機関債)を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、原則として取得時において投資適格格付(BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付)が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。

b. シティ世界国債インデックス(円ヘッジ円ベース)をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

c. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、一部機動的な運用を行う場合もあります。

#### 「各ファンド共通」

a. デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。

b. ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(BlackRock Financial Management, Inc.)	外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限(当該権限は委託会社と共有するものとします。)
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)	外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 日本の債券等の一部運用に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限(当該権限は委託会社と共有するものとします。)
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(BlackRock Investment Management (Australia) Limited)	外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限

c．前記に関わらず、委託会社は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行うことができます。

d．資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用が出来ない場合もあります。

#### マザーファンドの投資態度

##### 「マザーファンド（為替ヘッジなし）」

a．シティ世界国債インデックス（円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

b．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、一部機動的な運用を行う場合もあります。

##### 「マザーファンド（為替ヘッジあり）」

a．シティ世界国債インデックス（円ヘッジ円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

b．外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、一部機動的な運用を行う場合もあります。

##### 「各マザーファンド共通」

a．世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、原則として取得時において投資適格格付（BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。

b．デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。

c．ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.)	外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限(当該権限は委託会社と共有するものとします。)
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)	外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 日本の債券等の一部運用に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限(当該権限は委託会社と共有するものとします。)
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(BlackRock Investment Management (Australia) Limited)	外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限

d．前記に関わらず、委託会社は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行うことができます。

e. 資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用が出来ない場合もあります。

委託会社は、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行い又は行うことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規定により管理します。

## (2) 【投資対象】

各ファンドの投資対象

### a. 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

#### 「各ファンド共通」

- (a) 有価証券
- (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第24条に定めるものに限ります。）
- (c) 金銭債権
- (d) 約束手形（手形割引市場において売買される手形に限ります。）

### b. 投資対象とする有価証券

#### 「為替ヘッジなし」

委託会社は信託金を主としてブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

#### 「為替ヘッジあり」

委託会社は信託金を主としてブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

#### 「各ファンド共通」

- (a) 株券または新株引受権証書
- (b) 国債証券
- (c) 地方債証券
- (d) 特別の法律により法人の発行する債券
- (e) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- (f) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- (g) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- (h) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- (i) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。）
- (j) コマーシャル・ペーパー
- (k) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

- (l) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  - (m) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  - (n) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
  - (o) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  - (p) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
  - (q) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  - (r) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - (s) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
  - (t) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
  - (u) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - (v) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するもの、および(n)のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、(m)の証券および(n)の証券(投資法人債券を除く)を以下「投資信託証券」といいます。

#### c. 投資対象とする金融商品

委託会社は、この信託の設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

各マザーファンドの投資対象

「各マザーファンド共通」

a．投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- (a) 有価証券
- (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条および第18条に定めるものに限ります。）
- (c) 金銭債権
- (d) 約束手形（手形割引市場において売買される手形に限ります。）

b．投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (a) 株券または新株引受権証書
- (b) 国債証券
- (c) 地方債証券
- (d) 特別の法律により法人の発行する債券
- (e) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- (f) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- (g) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- (h) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- (i) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。）
- (j) コマーシャル・ペーパー
- (k) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- (l) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (m) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (n) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (o) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (p) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- (q) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- (r) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (s) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- (t) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- (u) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (v) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するもの、および(n)のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、(m)の証券および(n)の証券(投資法人債券を除く)を以下「投資信託証券」といいます。

### c. 投資対象とする金融商品

委託会社は、この信託の設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

(a) 預金

(b) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

(c) コール・ローン

(d) 手形割引市場において売買される手形

(e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

### (3) 【運用体制】

ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドのリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門により、本来目的としている運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。また、グループ企業に外部委託している場合においても、日次でポートフォリオ・モニタリングのデータを外部委託先より入手、またリスク管理を担当する部門が定期的に外部委託先の同部門と情報交換し、ファンドの運用状況を把握すると共に、必要な対応を図れる体制を構築しています。

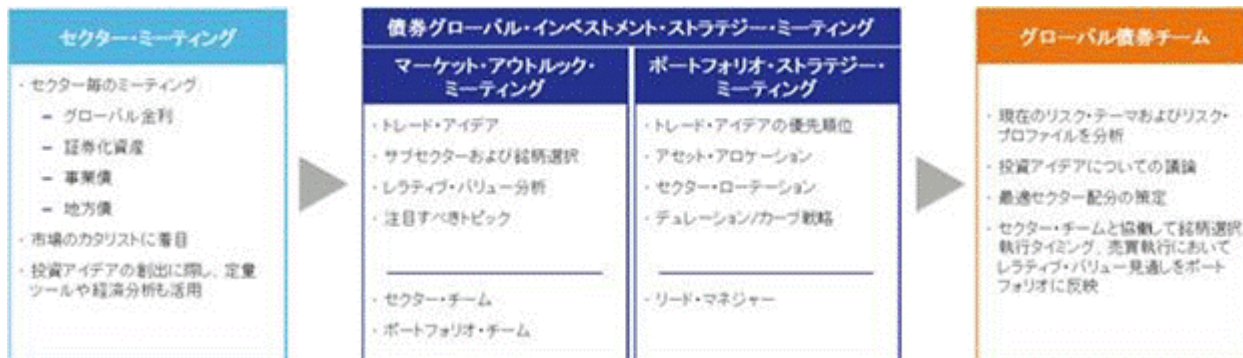
当ファンドは、運用指図に関する権限の一部をブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッドに委託しており、その債券運用チーム(約10名程度)によって運用されています。

ブラックロックの債券運用体制の特徴は、ポートフォリオ・マネジャーが協調しながら運用にあたる「チーム運用体制」を取っていることにあります。

基本戦略は、週次で行われる2つのインベストメント・ストラテジー・ミーティング(投資戦略会議)が中核となっています。マーケット・アウトルック・ミーティングには全ての債券運用プロフェッショナルが参加し、各セクター・チームにて事前に開催するチーム・ミーティングによって導き出された見解を、各チームのリード・マネジャーが発表します。次に、全チームのリード・マネジャーおよびリスク・クオンツ分析部の代表者が参加するポートフォリオ・ストラテジー・ミーティングにおいて、セクター配分、ポートフォリオのリスク、投資テーマ等について議論を行います。

各ポートフォリオ・チームは、運用を担当するポートフォリオにとって適切と考える金利リスク、期限前償還リスク、利回りカーブ・リスク、信用リスク、流動性バイアス、およびセクター・アロケーションをそれぞれ独自に決定しますが、ポートフォリオ・ストラテジー・ミーティングでは各ポートフォリオ・チームの投資アイデアを共有することを主な目的とします。

ポートフォリオ・チームの1つであるグローバル債券チームは、セクター・チームと協働して、ポートフォリオの投資目的およびガイドラインを遵守しつつ、銘柄選択、タイミング、売買執行において、チームのレラティブ・バリューによる見通しをポートフォリオに反映します。グローバル債券チームは投資方針を策定し、その投資方針に基づいてセクター・スペシャリストが売買を執行します。投資テーマについては、週次で開催されるミーティングで定期的かつ継続的に議論され、必要に応じて修正されます。



運用体制は、変更となる場合があります。

### ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約4.77兆ドル<sup>\*</sup>（約573兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

\* 2015年3月末現在。（円換算レートは1ドル=119.925円を使用）

#### (4) 【分配方針】

##### 収益分配方針

年2回の毎決算時（3月15日、9月15日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

##### a．分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買損益（評価損益も含みます。）等の全額とすることができます。

##### b．分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

##### c．留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

- a. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬(消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。))を含みます。以下同じ。)を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

#### 収益分配金の再投資

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。販売会社は、累積投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (5) 【投資制限】

##### 各ファンドの投資制限

「各ファンド共通(ただし、特に記載のある場合を除きます。)」

##### a. 投資する株式等の範囲(約款第18条)

- (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、その他投資信託協会の規則により投資することが認められているものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

##### b. 投資する株式等への投資比率の制限(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限、約款第16条第3項)

株式(新株引受権証券を含みます。)への実質投資割合<sup>\*</sup>は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

<sup>\*</sup> 「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。以下同じ。

##### c. 同一銘柄の株式等への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限 および、約款第19条)

- (a) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (b) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。



- d. 同一銘柄の転換社債等への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限、約款第23条)
- 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- e. 外貨建資産への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- f. 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第28条)
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- g. 投資する投資信託証券への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限、約款第16条第5項)
- 投資信託証券(親投資信託は除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- h. 信用取引の指図範囲(約款第20条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- i. 先物取引の運用指図(約款第21条)
- (a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

## j．スワップ取引の運用指図（約款第22条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) 親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

## k．金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用範囲（約款第24条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

## l．有価証券の貸付けの指図（約款第25条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- イ．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- ロ．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (b) (a)各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

## m．公社債の空売りの指図範囲（約款第26条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。

- (b) (a)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 換金等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

n．公社債の借入れ(約款第27条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 換金等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

o．外国為替予約の指図(約款第29条)

「為替ヘッジなし」

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) (a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と売予約の合計額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

「為替ヘッジあり」

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

p．資金借入れ(約款第37条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て(換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の換金代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## q．デリバティブ取引等に係る投資制限（約款第24条の2）

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

## 各マザーファンドの投資制限

「各マザーファンド共通（ただし、特に記載のある場合を除きます。）」

## a．投資する株式等の範囲（約款第12条）

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、その他投資信託協会の規則により投資することが認められているものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

## b．投資する株式等への投資比率の制限（運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限、約款第10条第3項）

株式（新株引受権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

## c．同一銘柄の株式等への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限 および、約款第13条）

(a) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(b) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

## d．同一銘柄の転換社債等への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限、約款第17条）

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

## e．外貨建資産への投資制限（運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限）

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

## f．特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第22条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

## g．投資する投資信託証券への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限、約款第10条第4項）

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

## h．信用取引の指図範囲（約款第14条）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- (b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

i . 先物取引等の運用指図(約款第15条)

- (a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

j . スワップ取引の運用指図(約款第16条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額(「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (e) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

k . 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用範囲(約款第18条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

## 1. 有価証券の貸付けの指図(約款第19条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- イ. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- ロ. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (b) (a)各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

## m. 公社債の空売りの指図範囲(約款第20条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 換金等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

## n. 公社債の借入れ(約款第21条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 換金等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

## o. 外国為替予約の指図(約款第23条)

「マザーファンド(為替ヘッジなし)」

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) (a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と売予約の合計額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

「マザーファンド(為替ヘッジあり)」

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

## p. デリバティブ取引等に係る投資制限(約款第18条の2)

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

## 投信法等関係法令で定める投資制限

## 同一の法人の発行する株式(投信法第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の(a)の数が(b)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(a) 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(b) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

### 3 【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

##### 基準価額の変動要因

##### a．金利変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### b．信用リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、それに伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### c．為替変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、外貨建資産に投資を行います。

「為替ヘッジなし」は、原則として、外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

「為替ヘッジあり」は、円ベースでの収益の確保を目指し、原則として為替ヘッジを行いますが、投資対象資産および投資対象資産から生じる収益の全てを完全にヘッジすることはできません。またヘッジ対象通貨の金利が円金利より高い場合、ヘッジ・コストがかかります。

##### d．期限前償還リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、MBS、CMBS、ABS等（資産担保証券）の期限前償還リスクを伴う債券へ投資することができます。一般的に金利が低下した場合、資産担保証券の期限前償還が増加することにより、事前に見込まれた収益をあげることができず、さらに利回りの低い証券に再投資せざるを得ない可能性があります。これらの要因が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### e．カントリー・リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、債券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### f．デリバティブ取引のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドおよびマザーファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。



## ファンド運営上のリスク

## a．購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付についても取り消す場合があります。

## b．ファンドの繰上償還

各ファンドは換金により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でファンドを償還させる場合があります。

## c．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

## d．収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

## (2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

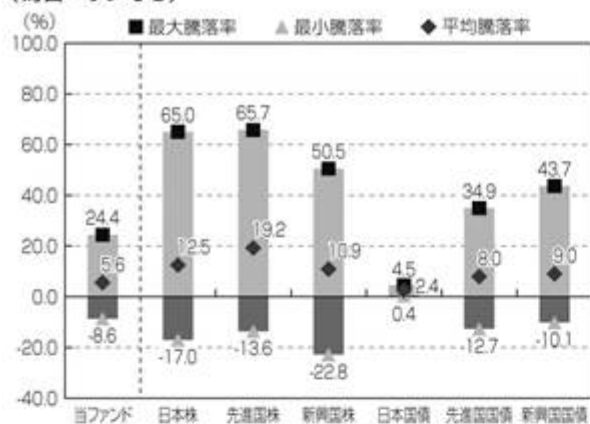
リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

(参考情報)

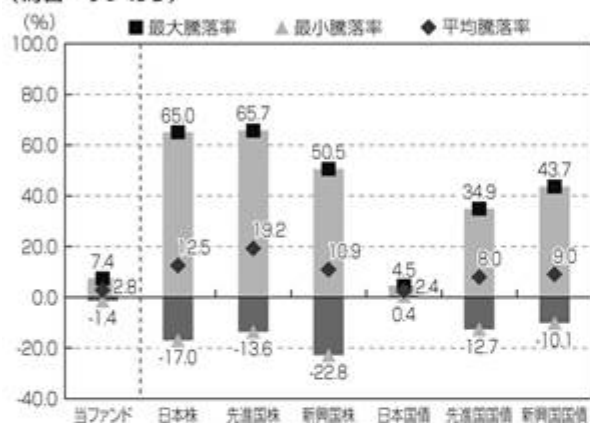
## 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2010年4月～2015年3月)

(為替ヘッジなし)



(為替ヘッジあり)



※上記グラフは、2010年4月～2015年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株……………東証株価指数(配当込み)  
 先進国株……………MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)  
 新興国株……………MSCIエマーシング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)  
 日本国債……………NOMURA-BPI国債  
 先進国国債……………シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
 新興国国債……………J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマーシング・マーケット・グローバル・ティバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

## 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2010年4月～2015年3月)



※上記グラフは、2010年4月～2015年3月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

## &lt;各指数について&gt;

東証株価指数(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものです。東証株価指数(配当込み)は、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の停止または東証株価指数(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマーシング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマーシング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、シティグループ・インデックスLLCが公表する、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを指数化したものです。同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他の一切の権利は、シティグループ・インデックスLLCに帰属します。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマーシング・マーケット・グローバル・ティバーシファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下、「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額の3.24%（税抜3.00%）を上限として、販売会社により独自に定めることができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。（以下同じ。）

購入時手数料は、購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の役務の対価として販売会社にお支払いいただくものです。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資は無手数料となります。

### (2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.3824%（税抜1.28%）以内の率を乗じて得た額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分		役務の内容
委託会社	年0.6804% (税抜0.63%)		ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.6480% (税抜0.6%)		運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	純資産総額が 650億円以下の部分	年0.0540% (税抜0.05%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等
	650億円超1,000億円 以下の部分	年0.0432% (税抜0.04%)	
	1,000億円超の部分	年0.0324% (税抜0.03%)	

委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

信託報酬の支払時期と支払方法

毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

## (4) 【その他の手数料等】

信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用<sup>\*</sup>は、その都度、信託財産中より支弁します。

<sup>\*</sup> 海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

信託財産の財務諸表の監査および目論見書等の作成・交付等に要する費用は、委託会社の負担とします。

## (5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含む。）である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

- a．追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料は含まれません。）が当該投資者の元本（「個別元本」といいます。）にあたります。
- b．投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c．同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d．投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「収益分配金の課税について」をご覧ください。）

換金時および償還時の課税について

- a．個人の投資者の場合  
換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。
- b．法人の投資者の場合  
換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

## 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

## 個人、法人の課税の取扱いについて

### a. 個人の投資者に対する課税

#### (a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税(配当控除なし)と申告分離課税(20.315%(所得税15.315%、地方税5%))のいずれかを選択することができます。

#### (b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益(換金価額および償還価額から購入費用(購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。)を控除した利益)は、譲渡益として課税対象(譲渡所得等)となり、20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失(譲渡損)が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限り、)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益(譲渡益)については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」がご利用になれます。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円(平成28年以降は年間120万円)の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、平成28年4月より20歳未満の方がご利用になれる「ジュニアNISA」が開始される予定です。なお、NISAの口座では、特定口座や一般口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## b．法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

## 5 【運用状況】

「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン(為替ヘッジなし)」

## (1) 【投資状況】(平成27年3月末現在)

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	934,839,143	100.06
内 日本	934,839,143	100.06
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	552,200	0.06
純資産総額	934,286,943	100.00

## (2) 【投資資産】(平成27年3月末現在)

## 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジなし)	日本	親投資信託受益証券	516,229,026	1.7967	927,509,121	1.8109	934,839,143	100.06

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

## 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.06

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成27年3月末現在、同日前1年以内における各月末および直近20計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第14期(平成17年9月15日)	1,971,097,207	1,991,497,439	0.9662	0.9762
第15期(平成18年3月15日)	2,027,671,867	2,048,204,888	0.9875	0.9975
第16期(平成18年9月15日)	2,037,957,155	2,058,108,947	1.0113	1.0213
第17期(平成19年3月15日)	1,941,490,871	1,960,461,028	1.0234	1.0334
第18期(平成19年9月18日)	1,980,496,845	1,990,088,272	1.0324	1.0374
第19期(平成20年3月17日)	1,923,933,751	(同左)	0.9895	(同左)
第20期(平成20年9月16日)	1,658,417,843	(同左)	0.9773	(同左)
第21期(平成21年3月16日)	1,404,331,882	(同左)	0.9082	(同左)
第22期(平成21年9月15日)	1,380,636,656	(同左)	0.9367	(同左)
第23期(平成22年3月15日)	1,375,283,548	(同左)	0.9206	(同左)
第24期(平成22年9月15日)	1,117,962,143	(同左)	0.8933	(同左)
第25期(平成23年3月15日)	1,027,059,020	(同左)	0.8734	(同左)
第26期(平成23年9月15日)	1,078,657,175	(同左)	0.8539	(同左)
第27期(平成24年3月15日)	1,107,761,033	(同左)	0.9065	(同左)
第28期(平成24年9月18日)	929,724,344	(同左)	0.8892	(同左)
第29期(平成25年3月15日)	965,734,248	(同左)	1.0335	(同左)
第30期(平成25年9月17日)	894,636,051	(同左)	1.0583	(同左)
第31期(平成26年3月17日)	763,802,881	764,823,193	1.1229	1.1244
第32期(平成26年9月16日)	912,947,194	914,123,626	1.1640	1.1655
第33期(平成27年3月16日)	971,452,463	972,641,438	1.2256	1.2271
平成26年3月末現在	787,170,712		1.1322	
平成26年4月末現在	776,362,514		1.1370	
平成26年5月末現在	890,314,893		1.1329	
平成26年6月末現在	881,534,980		1.1370	
平成26年7月末現在	846,625,263		1.1452	
平成26年8月末現在	856,293,519		1.1577	
平成26年9月末現在	952,421,581		1.1792	
平成26年10月末現在	975,627,996		1.1809	
平成26年11月末現在	1,050,795,650		1.2580	
平成26年12月末現在	1,020,798,133		1.2721	
平成27年1月末現在	994,561,548		1.2394	
平成27年2月末現在	988,349,960		1.2424	
平成27年3月末現在	934,286,943		1.2346	



## 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第14期	0.0100
第15期	0.0100
第16期	0.0100
第17期	0.0100
第18期	0.0050
第19期	
第20期	
第21期	
第22期	
第23期	
第24期	
第25期	
第26期	
第27期	
第28期	
第29期	
第30期	
第31期	0.0015
第32期	0.0015
第33期	0.0015

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第14期	3.9
第15期	3.2
第16期	3.4
第17期	2.2
第18期	1.4
第19期	4.2
第20期	1.2
第21期	7.1
第22期	3.1
第23期	1.7
第24期	3.0
第25期	2.2
第26期	2.2
第27期	6.2
第28期	1.9
第29期	16.2
第30期	2.4
第31期	6.2
第32期	3.8
第33期	5.4

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第14期	121,951,801	186,649,386	2,040,023,281
第15期	197,621,249	184,342,414	2,053,302,116
第16期	300,540,523	338,663,350	2,015,179,289
第17期	285,050,345	403,213,911	1,897,015,723
第18期	313,382,173	292,112,352	1,918,285,544
第19期	196,744,872	170,661,791	1,944,368,625
第20期	54,643,738	302,051,114	1,696,961,249
第21期	86,005,839	236,631,329	1,546,335,759
第22期	100,394,886	172,764,087	1,473,966,558
第23期	77,706,970	57,724,780	1,493,948,748
第24期	13,146,581	255,585,389	1,251,509,940
第25期	62,803,065	138,414,807	1,175,898,198
第26期	158,706,991	71,330,030	1,263,275,159
第27期	7,417,546	48,664,080	1,222,028,625
第28期	290,935	176,796,238	1,045,523,322
第29期	8,177,799	119,312,856	934,388,265
第30期	30,724,981	119,774,360	845,338,886
第31期	15,776,871	180,907,487	680,208,270
第32期	213,503,768	109,423,432	784,288,606
第33期	93,524,202	85,162,379	792,650,429

## 「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン(為替ヘッジあり)」

## (1) 投資状況(平成27年3月末現在)

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	407,529,648	100.06
内 日本	407,529,648	100.06
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	239,429	0.06
純資産総額	407,290,219	100.00

## (2) 投資資産(平成27年3月末現在)

## 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジあり)	日本	親投資信託受益証券	274,412,261	1.4789	405,828,343	1.4851	407,529,648	100.06

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

## 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.06

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

平成27年3月末現在、同日前1年以内における各月末および直近20計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第14期(平成17年9月15日)	4,223,920,080	4,237,057,765	0.9645	0.9675
第15期(平成18年3月15日)	3,921,851,439	3,934,238,414	0.9498	0.9528
第16期(平成18年9月15日)	3,333,641,969	(同左)	0.9418	(同左)
第17期(平成19年3月15日)	3,277,507,468	(同左)	0.9361	(同左)
第18期(平成19年9月18日)	3,192,075,766	(同左)	0.9243	(同左)
第19期(平成20年3月17日)	913,249,761	(同左)	0.9216	(同左)
第20期(平成20年9月16日)	836,635,457	(同左)	0.9056	(同左)
第21期(平成21年3月16日)	803,831,275	(同左)	0.9218	(同左)
第22期(平成21年9月15日)	734,830,453	(同左)	0.9364	(同左)
第23期(平成22年3月15日)	708,351,505	(同左)	0.9423	(同左)
第24期(平成22年9月15日)	691,062,519	(同左)	0.9742	(同左)
第25期(平成23年3月15日)	621,603,784	(同左)	0.9479	(同左)
第26期(平成23年9月15日)	539,534,126	(同左)	0.9710	(同左)
第27期(平成24年3月15日)	547,293,577	(同左)	0.9813	(同左)
第28期(平成24年9月18日)	528,226,653	(同左)	0.9991	(同左)
第29期(平成25年3月15日)	479,967,329	(同左)	1.0132	(同左)
第30期(平成25年9月17日)	388,790,987	(同左)	1.0050	(同左)
第31期(平成26年3月17日)	369,305,983	369,842,992	1.0316	1.0331
第32期(平成26年9月16日)	422,852,593	423,455,594	1.0519	1.0534
第33期(平成27年3月16日)	426,275,666	426,860,056	1.0942	1.0957
平成26年3月末現在	379,754,044		1.0319	
平成26年4月末現在	402,195,896		1.0363	
平成26年5月末現在	405,754,885		1.0447	
平成26年6月末現在	432,024,267		1.0481	
平成26年7月末現在	421,966,331		1.0517	
平成26年8月末現在	425,240,002		1.0630	
平成26年9月末現在	425,607,532		1.0570	
平成26年10月末現在	427,307,603		1.0622	
平成26年11月末現在	429,590,332		1.0733	
平成26年12月末現在	422,932,388		1.0810	
平成27年1月末現在	429,939,517		1.0981	
平成27年2月末現在	426,973,931		1.0955	
平成27年3月末現在	407,290,219		1.0981	

## 分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第14期	0.0030
第15期	0.0030
第16期	
第17期	
第18期	
第19期	
第20期	
第21期	
第22期	
第23期	
第24期	
第25期	
第26期	
第27期	
第28期	
第29期	
第30期	
第31期	0.0015
第32期	0.0015
第33期	0.0015

## 収益率の推移

	収益率(%)
第14期	3.1
第15期	1.2
第16期	0.8
第17期	0.6
第18期	1.3
第19期	0.3
第20期	1.7
第21期	1.8
第22期	1.6
第23期	0.6
第24期	3.4
第25期	2.7
第26期	2.4
第27期	1.1
第28期	1.8
第29期	1.4
第30期	0.8
第31期	2.8
第32期	2.1
第33期	4.2

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

## (4) 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第14期	43,352,599	988,941,512	4,379,228,646
第15期	78,430,449	328,667,361	4,128,991,734
第16期	73,803,270	663,192,953	3,539,602,051
第17期	20,605,878	58,825,747	3,501,382,182
第18期	18,530,897	66,348,863	3,453,564,216
第19期	33,405,795	2,496,003,695	990,966,316
第20期	16,187,451	83,354,504	923,799,263
第21期	12,073,588	63,843,602	872,029,249
第22期	3,994,235	91,305,691	784,717,793
第23期	18,501,692	51,507,781	751,711,704
第24期	21,713,756	64,096,668	709,328,792
第25期	0	53,556,654	655,772,138
第26期	102,296,280	202,414,462	555,653,956
第27期	29,108,007	27,036,418	557,725,545
第28期	6,545,090	35,584,103	528,686,532
第29期	16,913,760	71,908,270	473,692,022
第30期	13,912,013	100,744,862	386,859,173
第31期	8,129,818	36,982,479	358,006,512
第32期	73,291,868	29,297,355	402,001,025
第33期	1,544,617	13,952,150	389,593,492

## (参考情報)

ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジなし)

(1) 投資状況(平成27年3月末現在)

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
国債証券	7,310,361,420	64.71
内 日本	3,107,415,575	27.51
内 フランス	977,407,557	8.65
内 イタリア	834,006,811	7.38
内 イギリス	551,650,805	4.88
内 スペイン	546,628,441	4.84
内 ドイツ	404,886,129	3.58
内 ベルギー	177,326,835	1.57
内 メキシコ	153,149,434	1.36
内 オランダ	145,957,467	1.29
内 南アフリカ	120,745,066	1.07
内 アメリカ	118,481,304	1.05
内 デンマーク	72,960,537	0.65
内 ボーランド	30,776,652	0.27
内 フィンランド	30,043,712	0.27
内 アイルランド	25,862,688	0.23
内 スウェーデン	13,062,407	0.12
地方債証券	350,256,668	3.10
内 カナダ	307,950,189	2.73
内 アメリカ	42,306,479	0.37
特殊債券	557,919,992	4.94
内 ドイツ	201,964,852	1.79
内 カナダ	162,158,333	1.44
内 国際機関	95,373,268	0.84
内 アメリカ	62,047,792	0.55
内 メキシコ	36,375,747	0.32
社債券	2,131,659,784	18.87
内 アメリカ	723,471,419	6.40
内 イギリス	277,994,101	2.46
内 フランス	253,423,268	2.24
内 ドイツ	183,844,064	1.63
内 ノルウェー	113,626,424	1.01
内 スウェーデン	109,520,491	0.97
内 スペイン	95,063,618	0.84
内 オランダ	91,810,389	0.81
内 アイルランド	80,278,944	0.71
内 イタリア	65,031,936	0.58
内 カナダ	54,259,440	0.48
内 スイス	43,114,508	0.38
内 ベルギー	40,221,182	0.36
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	946,434,973	8.38
純資産総額	11,296,632,837	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

## (2) 投資資産(平成27年3月末現在)

## 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率 (%)	種類	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	3 1 8 1 0 年国債	日本	2021/9/20	1.000000	国債証券	907,350,000	105.47	957,063,706	105.44	956,755,207	8.47
2	1 3 0 2 0 年国債	日本	2031/9/20	1.800000	国債証券	504,500,000	112.93	569,762,120	114.30	576,648,545	5.10
3	9 9 2 0 年国債	日本	2027/12/20	2.100000	国債証券	354,000,000	118.05	417,921,780	118.63	419,967,900	3.72
4	3 0 9 1 0 年国債	日本	2020/6/20	1.100000	国債証券	350,000,000	105.09	367,822,000	105.02	367,587,500	3.25
5	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.5% 2041/4/25	フランス	2041/4/25	4.500000	国債証券	139,703,040	180.39	252,024,284	179.02	250,099,176	2.21
6	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1.75% 2023/05/25	フランス	2023/5/25	1.750000	国債証券	220,892,400	111.95	247,297,877	111.57	246,451,859	2.18
7	3 9 1 5 年国債 F R	日本	2021/3/20	-	国債証券	220,000,000	104.20	229,240,000	104.20	229,240,000	2.03
8	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2044/09/01	イタリア	2044/9/1	4.750000	国債証券	123,673,680	162.33	200,765,668	156.67	193,771,921	1.72
9	SPAIN GOVERNMENT BOND 3.25% 2016/4/30	スペイン	2016/4/30	3.250000	国債証券	182,448,000	103.51	188,861,047	103.47	188,797,190	1.67
10	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.25% 2023/10/25	フランス	2023/10/25	4.250000	国債証券	138,530,160	133.54	184,994,560	133.13	184,437,669	1.63
11	2 7 3 0 年国債	日本	2037/9/20	2.500000	国債証券	123,700,000	122.82	151,929,577	124.88	154,481,508	1.37
12	BUONI POLIENNALI DEL TES 3% 2015/11/1	イタリア	2015/11/1	3.000000	国債証券	136,836,000	101.81	139,316,836	101.70	139,167,685	1.23
13	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.5% 2017/11/01	イタリア	2017/11/1	3.500000	国債証券	120,546,000	108.56	130,876,792	108.23	130,478,990	1.16
14	FRENCH TREASURY NOTE BTAN 1% 2017/07/25	フランス	2017/7/25	1.000000	国債証券	124,194,960	102.65	127,493,578	102.68	127,525,868	1.13
15	UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2042/12/7	イギリス	2042/12/7	4.500000	国債証券	86,720,090	140.91	122,199,880	145.80	126,446,563	1.12
16	1 0 7 5 年国債	日本	2017/12/20	0.200000	国債証券	121,050,000	100.48	121,633,461	100.40	121,542,673	1.08
17	CANADA HOUSING TRUST NO 1 2.4% 2022/12/15	カナダ	2022/12/15	2.400000	特殊債券	110,134,360	105.70	116,416,423	106.41	117,204,985	1.04
18	UNITED KINGDOM GILT 3.25% 2044/01/22	イギリス	2044/1/22	3.250000	国債証券	96,513,940	115.38	111,358,749	119.90	115,727,935	1.02
19	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.5% 2024/12/01	イタリア	2024/12/1	2.500000	国債証券	102,952,800	112.29	115,606,728	110.70	113,979,044	1.01
20	NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 1.75% 2023/07/15	オランダ	2023/7/15	1.750000	国債証券	99,694,800	112.65	112,314,167	112.39	112,055,958	0.99
21	PROVINCE OF QUEBEC CANADA 5% 2019/4/29	カナダ	2019/4/29	5.000000	地方債証券	87,966,000	119.87	105,447,483	119.69	105,291,783	0.93
22	SPANISH GOV'T 6%	スペイン	2029/1/31	6.000000	国債証券	67,114,800	156.44	104,995,735	154.38	103,618,539	0.92
23	FORD CREDIT FLOORPLAN MASTER OWNER TRUST 1.92% 2019/1/15	アメリカ	2019/1/15	1.920000	社債券	99,741,100	101.32	101,065,661	101.46	101,202,307	0.90
24	BELGIUM GOVERNMENT BOND 4.25% 2022/9/28	ベルギー	2022/9/28	4.250000	国債証券	77,279,760	130.34	100,727,211	129.91	100,395,681	0.89
25	SLM STUDENT LOAN TRUST FR 2023/7/25	アメリカ	2023/7/25	1.956100	社債券	96,136,000	104.11	100,092,957	104.07	100,053,542	0.89
26	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.5% 2024/05/15	ドイツ	2024/5/15	1.500000	国債証券	88,617,600	111.83	99,102,834	112.18	99,415,654	0.88
27	3 7 3 0 年国債	日本	2042/9/20	1.900000	国債証券	86,800,000	110.69	96,086,732	113.52	98,537,964	0.87
28	KFW 1.375% 2017/2/21	ドイツ	2017/2/21	1.375000	特殊債券	93,830,400	102.92	96,575,877	102.83	96,495,183	0.85
29	SANTANDER INTERNATIONAL DEBT SAU 4.625% 2016/03/21	スペイン	2016/3/21	4.625000	社債券	91,224,000	104.37	95,211,401	104.20	95,063,618	0.84
30	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.25% 2016/04/15	アメリカ	2016/4/15	0.250000	国債証券	93,732,600	99.89	93,636,992	99.95	93,688,545	0.83

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。



## 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	64.71
地方債証券	3.10
特殊債券	4.94
社債券	18.87
合計	91.62

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額(円)	評価金額(円)	投資 比率 (%)
債券先物 取引	日本	東京証券取引所	長国2706月限	売建	6	882,300,000	883,320,000	7.82
	アメリカ	シカゴ証券取引所	US ULTRA BOND (CBT) FUTURE JUN 15	買建	28	557,603,821	570,642,266	5.05
			US 5YR NOTE (CBT) JUN 15	売建	5	72,073,838	72,106,693	0.64
			US 10YR NOTE FUTURE JUN 15	買建	2	30,876,179	30,906,221	0.27
	カナダ	ウィニペグ商品取引所	CAD 10YR BOND FUTURE JUN 15	売建	13	174,273,881	175,740,128	1.56
	オーストラリア	シドニー先物取引所	AUST 3YR BOND FUTURE JUN 15	買建	46	474,599,039	476,780,448	4.22
			AUST 10YR BOND FUTURE JUN 15	買建	19	227,838,830	231,332,930	2.05
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	LONG GILT FUTURE JUN 15	売建	6	127,515,927	128,990,346	1.14
	ユーロ	ユ・レックス	EURO-BUXL 30Y BND JUN 15	売建	6	135,564,076	137,242,598	1.21
			EURO-BUND FUTURE JUN 15	売建	25	514,906,048	516,327,840	4.57
			EURO-BOBL FUTURE JUN 15	買建	37	623,298,405	623,705,004	5.52
			EURO-SCHATZ FUTURE JUN 15	売建	117	1,695,210,379	1,695,744,039	15.01

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注2) 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

## ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジあり)

## (1) 投資状況(平成27年3月末現在)

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
国債証券	4,670,446,813	65.72
内 日本	1,756,989,334	24.72
内 フランス	632,425,043	8.90
内 イタリア	511,502,648	7.20
内 ドイツ	393,417,434	5.54
内 イギリス	333,421,445	4.69
内 スペイン	306,513,570	4.31
内 アメリカ	285,113,216	4.01
内 ベルギー	100,015,699	1.41
内 メキシコ	93,253,873	1.31
内 オランダ	80,459,964	1.13
内 南アフリカ	69,445,457	0.98
内 デンマーク	36,548,243	0.51
内 オーストリア	18,070,822	0.25
内 ポーランド	17,482,595	0.25
内 フィンランド	15,021,856	0.21
内 アイルランド	14,778,678	0.21
内 スウェーデン	5,986,936	0.08
地方債証券	147,120,629	2.07
内 カナダ	125,047,684	1.76
内 アメリカ	22,072,945	0.31
特殊債券	176,716,757	2.49
内 ドイツ	91,431,389	1.29
内 国際機関	41,969,326	0.59
内 アメリカ	25,509,733	0.36
内 メキシコ	17,806,309	0.25
社債券	1,355,110,024	19.07
内 アメリカ	468,285,788	6.59
内 フランス	211,926,427	2.98
内 イギリス	139,280,876	1.96
内 オランダ	126,969,039	1.79
内 ドイツ	96,995,645	1.36
内 スウェーデン	60,801,525	0.86
内 ノルウェー	50,763,183	0.71
内 アイルランド	40,139,472	0.56
内 イタリア	36,856,863	0.52
内 ルクセンブルグ	29,625,107	0.42
内 スペイン	27,161,033	0.38
内 スイス	24,993,917	0.35
内 カナダ	22,105,698	0.31
内 オーストラリア	19,205,451	0.27
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	757,037,768	10.65
純資産総額	7,106,431,991	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

## (2) 投資資産(平成27年3月末現在)

## 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率(%)	種類	数量	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	3 1 8 1 0年国債	日本	2021/ 9/20	1.000000	国債証券	587,000,000	105.47	619,161,730	105.44	618,962,150	8.71
2	1 3 0 2 0年国債	日本	2031/ 9/20	1.800000	国債証券	267,000,000	112.93	301,539,120	114.30	305,183,670	4.29
3	9 9 2 0年国債	日本	2027/ 12/20	2.100000	国債証券	197,000,000	118.05	232,572,290	118.63	233,710,950	3.29
4	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2044/09/01	イタリア	2044/ 9/1	4.750000	国債証券	78,192,000	162.33	126,932,983	156.67	122,511,225	1.72
5	3 0 6 1 0年国債	日本	2020/ 3/20	1.400000	国債証券	109,000,000	106.36	115,941,120	106.29	115,856,100	1.63
6	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.5% 2041/4/25	フランス	2041/ 4/25	4.500000	国債証券	62,553,600	180.39	112,846,694	179.02	111,984,705	1.58
7	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1.75% 2023/05/25	フランス	2023/ 5/25	1.750000	国債証券	100,346,400	111.95	112,341,808	111.57	111,957,481	1.58
8	SPAIN GOVERNMENT BOND 3.25% 2016/4/30	スペイン	2016/ 4/30	3.250000	国債証券	100,346,400	103.51	103,873,575	103.47	103,838,454	1.46
9	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.25% 2023/10/25	フランス	2023/ 10/25	4.250000	国債証券	77,540,400	133.54	103,548,225	133.13	103,236,513	1.45
10	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.75% 2024/02/15	ドイツ	2024/ 2/15	1.750000	国債証券	81,450,000	114.03	92,881,507	114.33	93,125,857	1.31
11	BUNDESobligation 0.25% 2018/04/13	ドイツ	2018/ 4/13	0.250000	国債証券	87,314,400	101.40	88,542,040	101.39	88,532,435	1.25
12	3 9 1 5年国債F R	日本	2021/ 3/20	-	国債証券	80,000,000	104.20	83,360,000	104.20	83,360,000	1.17
13	ING BANK NV FR 2020/9/16	オランダ	2020/ 9/16	3.500000	社債券	81,971,280	101.29	83,031,168	101.19	82,948,377	1.17
14	UNITED KINGDOM GILT 3.25% 2044/01/22	イギリス	2044/ 1/22	3.250000	国債証券	68,556,950	115.38	79,101,694	119.90	82,205,267	1.16
15	1 0 7 5年国債	日本	2017/ 12/20	0.200000	国債証券	80,300,000	100.48	80,687,046	100.40	80,626,821	1.13
16	2 7 3 0年国債	日本	2037/ 9/20	2.500000	国債証券	63,000,000	122.82	77,377,230	124.88	78,676,920	1.11
17	SPAIN GOVERNMENT BOND 5.85% 2022/1/31	スペイン	2022/ 1/31	5.850000	国債証券	57,210,480	134.04	76,690,076	132.54	75,829,058	1.07
18	UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2042/12/7	イギリス	2042/ 12/7	4.500000	国債証券	51,462,230	140.91	72,516,972	145.80	75,037,077	1.06
19	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.5% 2039/8/15	アメリカ	2039/ 8/15	4.500000	国債証券	54,557,180	133.81	73,004,599	136.67	74,564,389	1.05
20	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.5% 2024/12/01	イタリア	2024/ 12/1	2.500000	国債証券	66,593,520	112.29	74,778,529	110.70	73,725,685	1.04
21	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2017/05/01	イタリア	2017/ 5/1	4.750000	国債証券	65,811,600	109.60	72,133,462	109.34	71,964,984	1.01
22	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.125% 2015/12/31	アメリカ	2015/ 12/31	2.125000	国債証券	66,694,350	101.50	67,700,100	101.41	67,637,408	0.95
23	FRENCH TREASURY NOTE BTAN 1% 2017/07/25	フランス	2017/ 7/25	1.000000	国債証券	65,420,640	102.65	67,158,212	102.68	67,175,221	0.95
24	4 4 3 0年国債	日本	2044/ 9/20	1.700000	国債証券	61,150,000	105.71	64,642,888	108.52	66,361,203	0.93
25	1 4 9 2 0年国債	日本	2034/ 6/20	1.500000	国債証券	56,000,000	105.60	59,136,560	107.28	60,077,360	0.85
26	MEXICAN BONOS 7.75% 2017/12/14	メキシコ	2017/ 12/14	7.750000	国債証券	55,230,000	107.60	59,431,898	108.07	59,692,031	0.84
27	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.5% 2019/05/01	イタリア	2019/ 5/1	2.500000	国債証券	54,734,400	108.49	59,385,729	108.01	59,119,720	0.83
28	NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 1.75% 2023/07/15	オランダ	2023/ 7/15	1.750000	国債証券	51,476,400	112.65	57,992,282	112.39	57,858,958	0.81
29	JPMORGAN CHASE & CO 1.1% 2015/10/15	アメリカ	2015/ 10/15	1.100000	社債券	56,479,900	100.17	56,581,563	100.22	56,607,544	0.80
30	BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.25% 2023/06/22	ベルギー	2023/ 6/22	2.250000	国債証券	46,915,200	116.06	54,451,657	115.75	54,304,344	0.76

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	65.72
地方債証券	2.07
特殊債券	2.49
社債券	19.07
合計	89.35

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額(円)	評価金額(円)	投資 比率 (%)
債券先物 取引	日本	東京証券取引所	長国2706月限	売建	3	441,150,000	441,660,000	6.21
	アメリカ	シカゴ証券取引所	US 2YR NOTE (CBT) JUN 15	買建	30	788,104,902	789,573,230	11.11
			US 5YR NOTE (CBT) JUN 15	売建	2	28,855,821	28,842,677	0.41
			US ULTRA BOND (CBT) FUTURE JUN 15	買建	13	258,887,488	264,941,052	3.73
			US 10YR NOTE FUTURE JUN 15	売建	6	91,886,863	92,718,665	1.30
	カナダ	ウィニペグ商品取引所	CAD 10YR BOND FUTURE JUN 15	売建	2	26,811,366	27,036,942	0.38
	オーストラリア	シドニー先物取引所	AUST 3YR BOND FUTURE JUN 15	買建	27	278,569,001	279,849,393	3.94
			AUST 10YR BOND FUTURE JUN 15	買建	13	155,889,726	158,280,426	2.23
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	LONG GILT FUTURE JUN 15	売建	3	63,757,963	64,495,173	0.91
	ユーロ	ユ・レックス	EURO-BOBL FUTURE JUN 15	買建	19	320,132,383	320,280,948	4.51
			EURO-BUXL 30Y BND JUN 15	売建	1	22,587,062	22,873,766	0.32
			EURO-BUND FUTURE JUN 15	売建	17	350,036,913	351,102,931	4.94
			EURO-SCHATZ FUTURE JUN 15	売建	71	1,028,717,409	1,029,041,254	14.48

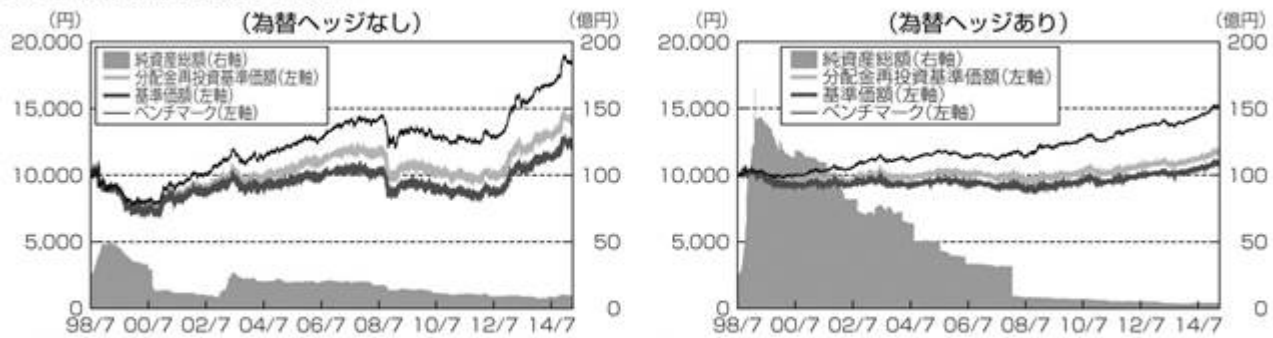
(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注2) 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(参考情報)

運用実績（2015年3月31日現在）

## 基準価額・純資産の推移



※ 基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。  
 ※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。  
 ※ ベンチマークは設定時を10,000として指数化しています。

## 分配の推移

	第29期 2013年3月	第30期 2013年9月	第31期 2014年3月	第32期 2014年9月	第33期 2015年3月	設定来累計
(為替ヘッジなし)	0円	0円	15円	15円	15円	1,255円
(為替ヘッジあり)	0円	0円	15円	15円	15円	705円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

## 主要な資産の状況

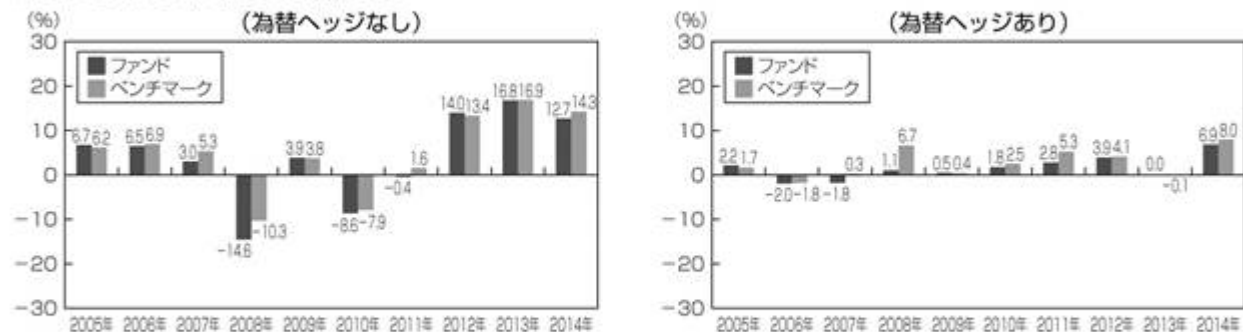
組入上位10銘柄(%)

(為替ヘッジなし)					(為替ヘッジあり)				
順位	銘柄名	種別	国名	比率	順位	銘柄名	種別	国名	比率
1	318 10年国債	国債	日本	8.5	1	318 10年国債	国債	日本	8.7
2	130 20年国債	国債	日本	5.1	2	130 20年国債	国債	日本	4.3
3	99 20年国債	国債	日本	3.7	3	99 20年国債	国債	日本	3.3
4	309 10年国債	国債	日本	3.3	4	ITALY BUON POLIENNAU DEL TESORO 4.75% 2044/09/01	国債	イタリア	1.7
5	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.5% 2041/4/25	国債	フランス	2.2	5	306 10年国債	国債	日本	1.6
6	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1.75% 2023/05/25	国債	フランス	2.2	6	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.5% 2041/4/25	国債	フランス	1.6
7	39 15年国債FR	国債	日本	2.0	7	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1.75% 2023/05/25	国債	フランス	1.6
8	ITALY BUON POLIENNAU DEL TESORO 4.75% 2044/09/01	国債	イタリア	1.7	8	SPAIN GOVERNMENT BOND 3.25% 2016/4/30	国債	スペイン	1.5
9	SPAIN GOVERNMENT BOND 3.25% 2016/4/30	国債	スペイン	1.7	9	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.25% 2023/10/25	国債	フランス	1.5
10	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.25% 2023/10/25	国債	フランス	1.6	10	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.75% 2024/02/15	国債	ドイツ	1.3

※ 当ファンドのマザーファンドの運用状況です。比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

## 年間収益率の推移

※ ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しています。  
 ※ 直近10年間の年間収益率の推移です。



※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。  
 ※ ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。  
 ※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社との間で有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨の申込書を提出します。

また、当該販売会社との間で、「累積投資約款」にしたがって累積投資契約<sup>\*</sup>を締結します。

<sup>\*</sup> 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### (2) 申込期間

各ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (3) 受付時間

購入の受付は、申込期間中の午後3時までに受付けたものを当日のお申込みとします。受付時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の受付とさせていただきます。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：[www.blackrock.com/jp/](http://www.blackrock.com/jp/)

#### (4) 購入不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日、その他米国債券市場の休日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません。

#### (5) 購入単位

1万円以上1円単位とします。

ただし、収益分配金再投資の場合は1円単位とします。

なお、販売会社によって上記と異なる購入単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

販売会社が定時定額購入サービスを取扱う場合、当該販売会社が別に定める購入単位となる場合があります。定時定額購入サービスの取扱いの有無は販売会社により異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

## (6) 購入価額

受益権の購入価額は、購入受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、購入価額には購入時手数料は含まれておりません。

## (7) 購入時手数料

購入時手数料は、購入受付日の翌営業日の基準価額の3.24%（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および消費税等相当額が含まれています。

## (8) 購入代金のお支払い

受益権の投資者は、販売会社が定める日までに購入代金（購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

## (9) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことができます。

## 2 【換金（解約）手続等】

### (1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金の申込をすることができます。投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

### (2) 受付時間

換金の受付については、午後3時までには、換金の申込が行われかつ当該換金の受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込受付分とします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日のお取扱いとします。

### (3) 換金不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日、その他米国債券市場の休日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても換金は受け付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

### (4) 換金単位

1口単位または1円単位とします。

なお、販売会社によって上記と異なる換金単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

### (5) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

### (6) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の受付には制限があります。

### (7) 換金代金の支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。

### (8) 換金の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付を中止することおよび既に受付けた換金の受付を取り消すことができます。換金の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金を受け付けたものとします。



### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額（1万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。

ファンド名は「世債へ無」、「世債へ有」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンドの受益証券：原則として計算日の基準価額で評価します。

（参考）マザーファンドの主たる投資対象の評価方法

外国債券：原則として、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する金額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額で評価します。

国内債券：原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する金額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

#### (4) 【計算期間】

計算期間は毎年3月16日から9月15日および9月16日から翌年3月15日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の期間が開始されるものとします。

#### (5) 【その他】

ファンドの償還条件等

a．委託会社は、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b．委託会社は、換金により、各ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- c . a . および b . の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d . c . の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e . d . の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、
- a . および b . のファンドの償還を行いません。
- f . 委託会社は、このファンドの償還を行わないこととしたときは、償還しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g . d . ~ f . までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、d . の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h . 委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。
- i . 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社はこのファンドを償還させます。
- j . i . にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更 d . 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- k . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

#### 信託約款の変更

- a . 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b . 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c . b . の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d . c . の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更を行いません。

e . 委託会社は、この信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

f . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは a . ~ e . の規定にしたがいます。

#### 運用報告書等の作成

毎期決算後、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。

#### 信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 関係法人との契約の更改等に関する手続き

a . 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

b . 「信託財産の運用指図権限委託契約」の契約期間は1年とし、委託会社または投資顧問会社から書面による契約終了の申出がない限り、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

#### 公告

委託会社が投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

#### 4 【受益者の権利等】

当ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

##### (1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。販売会社は、累積投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### (2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日以内）に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

##### (3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、投資者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこのファンドの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

##### (4) 反対者の買取請求権

ファンドの償還または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

##### (5) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン(為替ヘッジなし)」及び「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン(為替ヘッジあり)」の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン(為替ヘッジなし)」及び「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン(為替ヘッジあり)」は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期計算期間(平成26年9月17日から平成27年3月16日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

- (3) 「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン(為替ヘッジなし)」及び「ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン(為替ヘッジあり)」は、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジなし)」及び「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジあり)」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

## 1【財務諸表】

【ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン(為替ヘッジなし)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第32期 (平成26年9月16日現在)	第33期 (平成27年3月16日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	919,872,549	979,445,452
未収入金	-	44,998
流動資産合計	919,872,549	979,490,450
資産合計	919,872,549	979,490,450
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	1,176,432	1,188,975
未払解約金	-	44,998
未払受託者報酬	224,528	265,734
未払委託者報酬	5,524,395	6,538,280
流動負債合計	6,925,355	8,037,987
負債合計	6,925,355	8,037,987
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	784,288,606	792,650,429
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	128,658,588	178,802,034
(分配準備積立金)	124,714,741	157,252,649
元本等合計	912,947,194	971,452,463
純資産合計	912,947,194	971,452,463
負債純資産合計	919,872,549	979,490,450

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第32期 (自 平成26年 3月18日 至 平成26年 9月16日)	第33期 (自 平成26年 9月17日 至 平成27年 3月16日)
営業収益		
有価証券売買等損益	37,592,594	59,615,241
営業収益合計	37,592,594	59,615,241
営業費用		
受託者報酬	224,528	265,734
委託者報酬	5,524,395	6,538,280
営業費用合計	5,748,923	6,804,014
営業利益	31,843,671	52,811,227
経常利益	31,843,671	52,811,227
当期純利益	31,843,671	52,811,227
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,710,076	6,770,926
期首剰余金又は期首欠損金( )	83,594,611	128,658,588
剰余金増加額又は欠損金減少額	29,651,169	19,567,234
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	29,651,169	19,567,234
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,544,355	14,275,114
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,544,355	14,275,114
分配金	1,176,432	1,188,975
期末剰余金又は期末欠損金( )	128,658,588	178,802,034

**(3)【注記表】**

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

**1 有価証券の評価基準及び評価方法**

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

**2 収益及び費用の計上基準**

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

**3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項**

計算期間の取扱い

第33期計算期間は第32期計算期末及び第33期計算期末が休業日であったため、平成26年9月17日から平成27年3月16日までとなっております。



## (貸借対照表に関する注記)

項目	第32期 (平成26年9月16日現在)	第33期 (平成27年3月16日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	784,288,606口	792,650,429口
2 1口当たり純資産額	1.1640円	1.2256円

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第32期 (自 平成26年3月18日 至 平成26年9月16日)	第33期 (自 平成26年9月17日 至 平成27年3月16日)
1 資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用	1,312,555円	1,550,356円
2 分配金の計算過程	<p>第32期計算期末における、費用控除後の配当等収益(8,794,276円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(21,339,319円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(141,540,914円)、分配準備積立金(95,757,578円)により、分配対象収益は267,432,087円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、1,176,432円(1万口当り15円)を分配に充てる事と決定いたしました。</p>	<p>第33期計算期末における、費用控除後の配当等収益(9,346,167円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(36,694,134円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(156,867,590円)、分配準備積立金(112,401,323円)により、分配対象収益は315,309,214円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、1,188,975円(1万口当り15円)を分配に充てる事と決定いたしました。</p>

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

## 1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

## 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

## 3 金融商品に係るリスク管理体制

## (1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

## (2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

## (3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

## 金融商品の時価等に関する事項

第32期 (平成26年9月16日現在)	第33期 (平成27年3月16日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p>
<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>
<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>
<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権についてはすべて1年以内に償還予定であります。</p>	<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

## 1 期中元本変動額

項目	第32期 (平成26年9月16日現在)	第33期 (平成27年3月16日現在)
期首元本額	680,208,270円	784,288,606円
期中追加設定元本額	213,503,768円	93,524,202円
期中一部解約元本額	109,423,432円	85,162,379円

## 2 有価証券関係

第32期(平成26年9月16日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	35,482,620
合計	35,482,620

第33期(平成27年3月16日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	52,503,125
合計	52,503,125

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ブラックロック・ワールド・ボンド・マ ザーファンド(為替ヘッジなし)	545,135,778	979,445,452	
親投資信託受益証券 合計		545,135,778	979,445,452	
合計		545,135,778	979,445,452	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考情報)

当ファンドは、「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジなし)」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの平成27年3月16日現在(以下「計算日」という)の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

## 「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジなし)」の状況

## (1) 貸借対照表

項目	(平成27年3月16日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	126,728,265
コール・ローン	643,489,983
国債証券	7,252,946,219
地方債証券	346,805,641
特殊債券	584,839,877
社債券	2,119,805,005
派生商品評価勘定	115,155,298
未収入金	200,296,131
未収利息	94,426,172
前払費用	4,144,170
差入委託証拠金	71,174,078
流動資産合計	11,559,810,839
資産合計	11,559,810,839
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	36,941,324
未払解約金	68,500,800
流動負債合計	105,442,124
負債合計	105,442,124
純資産の部	
元本等	
元本	6,375,339,823
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	5,079,028,892
元本等合計	11,454,368,715
純資産合計	11,454,368,715
負債純資産合計	11,559,810,839

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

## (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

## (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

## (3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

## 2 デリバティブの評価基準及び評価方法

## (1) 債券先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

## (2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

## 3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

## 4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## 外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成27年3月16日現在)
1 当該計算日の末日における受益権総数	6,375,339,823口
2 1口当たり純資産額	1.7967円



（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は公社債であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。債券先物取引は、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。為替予約取引は外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。債券先物取引に係る主要リスクは、債券相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

## 金融商品の時価等に関する事項

(平成27年3月16日現在)	
1	<p>貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法</p> <p>(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
4	<p>金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(平成27年3月16日現在)	
同計算期間の期首元本額	7,264,120,908円
同計算期間中の追加設定元本額	133,567,737円
同計算期間中の一部解約元本額	1,022,348,822円
同計算期間末日の元本額	6,375,339,823円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジなし）	545,135,778円
ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）	684,658,805円
ブラックロック・グローバル・バランス・ファンド	173,261,291円
ブラックロック世界バランス・ファンド	271,766,705円
B Rワールド・ボンド・ファンド（為替ヘッジなし）	1,168,377,402円
ブラックロック・ワールド・ボンド・ファンドVA	3,532,139,842円
合計	6,375,339,823円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(平成27年3月16日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	494,877,312
地方債証券	7,002,038
特殊債券	9,814,826
社債券	30,509,452
合計	542,203,628

(注) 「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

## 3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

債券関連及び通貨関連

区分	種類	(平成27年3月16日 現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引				
	売建				
	日本円	881,640,000	-	882,300,000	660,000
	イギリスポンド	190,735,833	-	192,412,490	1,676,657
	カナダドル	175,333,522	-	174,273,882	1,059,640
	ユーロ	2,241,873,233	-	2,250,878,572	9,005,339
	買建				
	アメリカドル	2,064,613,782	-	2,054,505,313	10,108,469
	オーストラリアドル	706,343,884	-	706,710,792	366,908
ユーロ	526,600,819	-	527,130,845	530,026	
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	46,161,785	-	46,372,901	211,116
	カナダドル	157,391,969	-	155,621,040	1,770,929
	イギリスポンド	57,833,891	-	57,643,366	190,525
	メキシコペソ	130,290,562	-	128,154,290	2,136,272
	南アフリカランド	45,434,066	-	43,408,630	2,025,436
	ユーロ	1,180,287,702	-	1,115,513,452	64,774,250
	買建				
	アメリカドル	2,266,255,705	-	2,305,650,000	39,394,295
	オーストラリアドル	151,051,585	-	145,358,900	5,692,685
	シンガポールドル	88,566,377	-	87,177,090	1,389,287
	スイスフラン	43,629,375	-	45,341,250	1,711,875
	スウェーデンクローナ	39,993,960	-	37,846,350	2,147,610
	デンマーククローネ	4,842,308	-	4,411,174	431,134
	ノルウェークローネ	31,871,649	-	30,839,760	1,031,889
	メキシコペソ	82,320,453	-	82,715,710	395,257
	ユーロ	99,726,983	-	95,939,730	3,787,253
	合計		11,212,799,443	-	11,170,205,537

## (注1) 時価の算定方法

## 債券先物取引

- 1 当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段または最終相場で評価しております。
- 2 外貨建先物取引の時価は、計算日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

## 為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
  - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
  - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	1 0 7 5年国債	121,050,000	121,633,461	
		1 3 0 20年国債	504,500,000	569,762,120	
		1 5 0 20年国債	22,500,000	23,303,475	
		2 6 30年国債	7,000,000	8,454,950	
		2 7 30年国債	123,700,000	151,929,577	
		3 0 6 10年国債	60,000,000	63,820,800	
		3 0 9 10年国債	350,000,000	367,822,000	
		3 1 8 10年国債	907,350,000	957,063,706	
		3 2 30年国債	15,000,000	17,915,100	
		3 7 30年国債	86,800,000	96,086,732	
		3 9 15年国債 F R	220,000,000	229,240,000	
		4 4 30年国債	33,150,000	35,043,528	
		4 5 30年国債	35,000,000	35,290,150	
		9 9 20年国債	354,000,000	417,921,780	
		日本円 小計			2,840,050,000
アメリカドル		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	205,000.000	206,394.000	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	780,000.000	779,204.400	
アメリカドル 小計			985,000.000	985,598.400 (119,651,646)	
イギリスポンド		TREASURY 4.75%	235,000.000	317,268.800	
		TSY 4.75% 2038	122,000.000	173,571.840	
		UNITED KINGDOM GILT	350,000.000	455,472.500	
		UNITED KINGDOM GILT	487,000.000	686,246.310	
		UNITED KINGDOM GILT	145,000.000	147,321.450	
		UNITED KINGDOM GILT	170,000.000	178,331.700	
		UNITED KINGDOM GILT	552,000.000	636,903.120	
イギリスポンド 小計			2,466,000.000	3,036,330.820 (543,897,940)	
スウェーデンクローナ		SWEDISH GOVRNMNT 3.5	600,000.000	904,728.000	
スウェーデンクローナ 小計			600,000.000	904,728.000 (12,620,956)	
デンマーククローネ		DENMARK - BULLET 4.5	1,105,000.000	2,058,018.300	
		DENMARK GOVERNMENT BOND	1,277,000.000	2,104,879.100	
デンマーククローネ 小計			2,382,000.000	4,162,897.400 (71,143,917)	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	ポーランドズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	845,000.000	949,611.000	
	ポーランドズロチ 小計		845,000.000	949,611.000 (29,134,065)	
	メキシコペソ	MEXICAN BONOS	5,000,000.000	5,637,950.000	
		MEXICAN BONOS	500,000.000	691,495.000	
		MEXICAN BONOS	1,100,000.000	1,204,214.000	
		MEXICAN BONOS	9,000,000.000	9,684,720.000	
		MEXICANBONOS 8%	1,800,000.000	2,000,178.000	
	メキシコペソ 小計		17,400,000.000	19,218,557.000 (150,673,487)	
	南アフリカランド	SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND	8,680,000.000	8,919,568.000	
		SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND	1,322,834.000	1,037,763.270	
	南アフリカランド 小計		10,002,834.000	9,957,331.270 (96,984,407)	
	ユーロ	BELGIUM GOVERNMENT BOND	510,000.000	591,926.400	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND	593,000.000	772,922.130	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	125,000.000	211,212.500	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND	329,000.000	595,226.800	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND	88,000.000	172,022.400	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND	475,000.000	541,666.250	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND	190,000.000	285,285.000	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND	720,000.000	805,190.400	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND	475,000.000	509,580.000	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	40,000.000	40,127.200	
		BUONI POLIENNALI DEL	1,050,000.000	1,069,036.500	
		FINLAND GOVERNMENT BOND	200,000.000	231,104.000	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT	1,063,000.000	1,419,540.830	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT	1,072,000.000	1,933,888.000	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT	1,695,000.000	1,897,620.300	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT	200,000.000	310,756.000	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT	500,000.000	519,990.000	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT	330,000.000	385,255.200	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT	75,000.000	84,279.750	
		FRENCH TREASURY NOTE BTAN	953,000.000	978,311.680	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	175,000.000	200,354.000	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO	299,000.000	481,034.190	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO	250,000.000	274,015.000	
	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO	925,000.000	1,004,272.500		

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO	1,004,000.000	1,629,843.400	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO	325,000.000	419,276.000	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO	400,000.000	446,452.000	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO	350,000.000	379,743.000	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO	790,000.000	887,098.900	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND	765,000.000	861,833.700	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND	225,000.000	260,160.750	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	154,000.000	166,320.000	
		SPAIN GOVERNMENT BOND	258,000.000	367,668.060	
		SPAIN GOVERNMENT BOND	15,000.000	23,670.750	
		SPAIN GOVERNMENT BOND	290,000.000	342,229.000	
		SPAIN GOVERNMENT BOND	1,400,000.000	1,449,210.000	
		SPAIN GOVERNMENT BOND	476,000.000	638,073.240	
		SPAIN GOVERNMENT BOND	260,000.000	348,816.000	
		SPAIN GOVERNMENT BOND	205,000.000	253,554.250	
		SPANISH GOV'T 6%	515,000.000	805,676.300	
	ユーロ	小計	19,764,000.000	24,594,242.380 (3,133,552,422)	
国債証券	合計			7,252,946,219 (4,157,658,840)	
地方債証券	アメリカドル	STATE OF CALIFORNIA	345,000.000	352,590.000	
	アメリカドル	小計	345,000.000	352,590.000 (42,804,426)	
	カナダドル	PROVINCE OF MANITOBA CANADA	100,000.000	116,613.000	
		PROVINCE OF ONTARIO	109,000.000	155,891.800	
		PROVINCE OF ONTARIO CANADA	327,000.000	426,264.120	
		PROVINCE OF ONTARIO CANADA	222,000.000	242,828.040	
		PROVINCE OF QUEBEC CANADA	200,000.000	233,342.000	
		PROVINCE OF QUEBEC CANADA	845,000.000	944,794.500	
	カナダドル	小計	1,803,000.000	2,119,733.460 (200,908,337)	
	ユーロ	PROVINCE OF QUEBEC CANADA	675,000.000	809,142.750	
	ユーロ	小計	675,000.000	809,142.750 (103,092,878)	
地方債証券	合計			346,805,641 (346,805,641)	



種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
特殊債券	アメリカドル	FANNIE MAE POOL	112,615.400	121,818.330		
		FANNIE MAE POOL	141,232.720	153,812.310		
		FREDDIE MAC GOLD POOL	228,961.230	240,974.820		
		PETROLEOS MEXICANOS	286,000.000	293,150.000		
		PETROLEOS MEXICANOS	279,000.000	271,676.250		
	アメリカドル 小計			1,047,809.350	1,081,431.710 (131,285,810)	
	カナダドル	CANADA HOUSING TRUST NO 1	425,000.000	473,790.000		
		CANADA HOUSING TRUST NO 1	1,162,000.000	1,228,280.480		
	カナダドル 小計			1,587,000.000	1,702,070.480 (161,322,240)	
	イギリスポンド	EUROPEAN INVESTMENT BANK	199,000.000	236,692.590		
	イギリスポンド 小計			199,000.000	236,692.590 (42,398,744)	
	ユーロ	EUROPEAN UNION	385,000.000	409,201.100		
		KFW	250,000.000	270,020.000		
		KFW	200,000.000	233,932.000		
		KFW	720,000.000	741,067.200		
		KFW	300,000.000	306,639.000		
	ユーロ 小計			1,855,000.000	1,960,859.300 (249,833,083)	
	特殊債券 合計				584,839,877 (584,839,877)	
	社債券	アメリカドル	AMERICAN EXPRESS CO	130,000.000	128,375.000	
			BANK OF AMERICA CORP	440,000.000	486,314.400	
BAYER US FINANCE LLC			200,000.000	206,196.000		
BRITISH SKY BROADCASTING GROUP PLC			200,000.000	202,072.000		
BRITISH SKY BROADCASTING GROUP PLC			255,000.000	259,294.200		
DUKE ENERGY CORP			187,000.000	209,499.840		
FLORIDA POWER CORP			85,000.000	119,429.250		
FORD CREDIT FLOORPLAN MASTER OWNER TRUST			830,000.000	841,022.400		
FREEPORT-MCMORAN INC			278,000.000	255,081.680		
JPMORGAN CHASE & CO			200,000.000	205,100.000		
LB COMMERCIAL CONDUIT MORTGAGE TRUST			405,000.000	436,675.050		
MANULIFE FINANCIAL CORP			405,000.000	446,885.100		
MEDTRONIC INC			165,000.000	181,288.800		
MORGAN STANLEY CAPITAL I			397,207.450	429,885.700		
NRAM COVERED BOND LLP			400,000.000	436,796.000		
SLM STUDENT LOAN TRUST			800,000.000	832,928.000		
SLM STUDENT LOAN TRUST			130,399.070	131,623.510		

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		SLM STUDENT LOAN TRUST	269,983.120	270,971.250	
		SLM STUDENT LOAN TRUST	142,565.410	143,235.460	
		SVENSKA HANDELSBANKEN AB	245,000.000	245,306.250	
		UBS AG	345,000.000	360,525.000	
		VERIZON COMMUNICATIONS INC	49,000.000	50,053.990	
		VOLKSWAGEN AUTO LOAN ENHANCED TRUST	101,000.000	101,334.310	
		WELLS FARGO & CO	169,000.000	194,507.170	
		WELLS FARGO & CO	495,000.000	512,171.550	
	アメリカドル	小計	7,324,155.050	7,686,571.910 (933,149,830)	
	イギリスポンド	DRIVER UK	400,000.000	400,364.000	
		EDF SA	100,000.000	127,795.000	
		WESTFIELD STRATFORD CITY FINANCE PLC	150,000.000	149,775.000	
	イギリスポンド	小計	650,000.000	677,934.000 (121,438,317)	
	ユーロ	ABEST 9 A	173,428.570	174,016.490	
		AUTO ABS 2012-2 SRL	67,746.800	68,160.050	
		BAYER AG	210,000.000	223,125.000	
		BNP PARIBAS SA	480,000.000	505,416.000	
		BNP PARIBAS SA	115,000.000	116,444.400	
		BPCE SFH SA	500,000.000	521,575.000	
		ENBW ENERGIE BADEN-WUERTEMBERG AG	260,000.000	288,600.000	
		ENBW ENERGIE BADEN-WUERTEMBERG AG	145,000.000	152,250.000	
		FMS WERTMANAGEMENT AOR	600,000.000	619,866.000	
		GAS NATURAL FENOSA FINANCE BV	100,000.000	108,750.000	
		GERMAN POSTAL PENSIONS	600,000.000	616,746.000	
		GNKGO 2014-SF1 A	100,000.000	100,096.000	
		ING BANK NV	256,000.000	259,310.080	
		INTESA SANPAOLO SPA	150,000.000	150,018.000	
		KBC BANK NV	300,000.000	308,694.000	
		NN GROUP NV	115,000.000	131,985.500	
		NORDEA BANK AB	596,000.000	616,281.880	
		SANTANDER INTERNATIONAL DEBT SAU	700,000.000	730,597.000	
		SAP SE	135,000.000	135,664.200	
		SKY PLC	305,000.000	339,501.600	
		SKY PLC	205,000.000	212,172.950	
		SOCIETE GENERALE SA	100,000.000	101,862.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		SPAREBANK 1 BOLIGKREDITT AS	405,000.000	446,014.350	
		SPAREBANK 1 BOLIGKREDITT AS	400,000.000	426,196.000	
		SUNRISE SRL	116,784.140	117,222.080	
		TOTAL SA	150,000.000	152,850.000	
		TOTAL SA	270,000.000	273,407.400	
		VERIZON COMMUNICATIONS INC	210,000.000	250,416.600	
		VOLKSWAGEN INTERNATIONAL FINANCE NV	185,000.000	213,305.000	
	ユーロ 小計		7,949,959.510	8,360,543.580 (1,065,216,858)	
社債券 合計				2,119,805.005 (2,119,805,005)	
合計				10,304,396.742 (7,209,109,363)	

- (注) 1 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。  
2 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。  
3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 2銘柄	9.8%	17.0%
	地方債証券 1銘柄	3.5%	
	特殊債券 5銘柄	10.7%	
	社債券 25銘柄	76.0%	
イギリスポンド	国債証券 8銘柄	76.8%	9.8%
	特殊債券 1銘柄	6.0%	
	社債券 3銘柄	17.2%	
カナダドル	地方債証券 6銘柄	55.5%	5.0%
	特殊債券 2銘柄	44.5%	
スウェーデンクローナ	国債証券 1銘柄	100.0%	0.2%
デンマーククローネ	国債証券 2銘柄	100.0%	1.0%
ポーランドズロチ	国債証券 1銘柄	100.0%	0.4%
メキシコペソ	国債証券 5銘柄	100.0%	2.1%
南アフリカランド	国債証券 2銘柄	100.0%	1.3%
ユーロ	国債証券 40銘柄	68.8%	63.2%
	地方債証券 1銘柄	2.3%	
	特殊債券 5銘柄	5.5%	
	社債券 29銘柄	23.4%	

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

## 【ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン(為替ヘッジあり)】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第32期 (平成26年9月16日現在)	第33期 (平成27年3月16日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	426,307,040	429,787,735
未収入金	326,158	39,999
流動資産合計	426,633,198	429,827,734
資産合計	426,633,198	429,827,734
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	603,001	584,390
未払解約金	326,158	39,999
未払受託者報酬	111,343	114,335
未払委託者報酬	2,740,103	2,813,344
流動負債合計	3,780,605	3,552,068
負債合計	3,780,605	3,552,068
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	402,001,025	389,593,492
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	20,851,568	36,682,174
(分配準備積立金)	61,586,965	62,630,153
元本等合計	422,852,593	426,275,666
純資産合計	422,852,593	426,275,666
負債純資産合計	426,633,198	429,827,734

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第32期 (自 平成26年 3月18日 至 平成26年 9月16日)	第33期 (自 平成26年 9月17日 至 平成27年 3月16日)
営業収益		
有価証券売買等損益	11,381,515	20,316,837
営業収益合計	11,381,515	20,316,837
営業費用		
受託者報酬	111,343	114,335
委託者報酬	2,740,103	2,813,344
営業費用合計	2,851,446	2,927,679
営業利益	8,530,069	17,389,158
経常利益	8,530,069	17,389,158
当期純利益	8,530,069	17,389,158
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	344,799	369,219
期首剰余金又は期首欠損金( )	11,299,471	20,851,568
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,921,739	118,974
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,921,739	118,974
剰余金減少額又は欠損金増加額	951,911	723,917
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	951,911	723,917
分配金	603,001	584,390
期末剰余金又は期末欠損金( )	20,851,568	36,682,174

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

## 2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

## 3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

計算期間の取扱い

第33期計算期間は第32期計算期末及び第33期計算期末が休業日であったため、平成26年9月17日から平成27年3月16日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	第32期 (平成26年9月16日現在)	第33期 (平成27年3月16日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	402,001,025口	389,593,492口
2 1口当たり純資産額	1.0519円	1.0942円

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第32期 (自平成26年3月18日 至平成26年9月16日)	第33期 (自平成26年9月17日 至平成27年3月16日)
1 資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用	650,951円	667,075円
2 分配金の計算過程	<p>第32期計算期末における、費用控除後の配当等収益(3,567,271円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(53,206,342円)、分配準備積立金(58,622,695円)により、分配対象収益は115,396,308円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、603,001円(1万口当り15円)を分配に充てる事と決定いたしました。</p>	<p>第33期計算期末における、費用控除後の配当等収益(3,760,621円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(51,798,534円)、分配準備積立金(59,453,922円)により、分配対象収益は115,013,077円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、584,390円(1万口当り15円)を分配に充てる事と決定いたしました。</p>

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

## 1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

## 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

## 3 金融商品に係るリスク管理体制

## (1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

## (2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

## (3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。



## 金融商品の時価等に関する事項

第32期 (平成26年9月16日現在)	第33期 (平成27年3月17日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p>
<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>
<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>
<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

## 1 期中元本変動額

項目	第32期 (平成26年9月16日現在)	第33期 (平成27年3月16日現在)
期首元本額	358,006,512円	402,001,025円
期中追加設定元本額	73,291,868円	1,544,617円
期中一部解約元本額	29,297,355円	13,952,150円

## 2 有価証券関係

第32期(平成26年9月16日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	10,948,076
合計	10,948,076

第33期(平成27年3月16日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	19,892,744
合計	19,892,744

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ブラックロック・ワールド・ボンド・マ ザーファンド(為替ヘッジあり)	290,613,115	429,787,735	
親投資信託受益証券 合計		290,613,115	429,787,735	
合計		290,613,115	429,787,735	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考情報)

当ファンドは、「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジあり)」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの平成27年3月16日現在(以下「計算日」という)の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

## 「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジあり)」の状況

## (1) 貸借対照表

項目	(平成27年3月16日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	5,724,445
コール・ローン	338,516,228
国債証券	4,665,033,085
地方債証券	146,424,704
特殊債券	196,347,217
社債券	1,347,251,827
派生商品評価勘定	187,136,116
未収入金	214,038,209
未収利息	51,970,393
前払費用	3,234,901
差入委託証拠金	44,144,287
流動資産合計	7,199,821,412
資産合計	7,199,821,412
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	36,208,658
未払解約金	9,543,402
流動負債合計	45,752,060
負債合計	45,752,060
純資産の部	
元本等	
元本	4,837,574,602
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	2,316,494,750
元本等合計	7,154,069,352
純資産合計	7,154,069,352
負債純資産合計	7,199,821,412

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

## (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

## (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

## (3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

## 2 デリバティブの評価基準及び評価方法

## (1) 債券先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

## (2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

## 3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

## 4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## 外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成27年3月16日現在)
1 当該計算日の末日における受益権総数	4,837,574,602口
2 1口当たり純資産額	1.4789円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は公社債であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。債券先物取引は、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。為替予約取引は外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。債券先物取引に係る主要リスクは、債券相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

## 金融商品の時価等に関する事項

（平成27年3月16日現在）	
1	<p>貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法</p> <p>(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
4	<p>金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権についてはすべて1年以内に償還予定であります。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。



## (その他の注記)

## 1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(平成27年3月16日現在)	
同計算期間の期首元本額	4,921,252,047円
同計算期間中の追加設定元本額	114,901,840円
同計算期間中の一部解約元本額	198,579,285円
同計算期間末日の元本額	4,837,574,602円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジあり）	290,613,115円
ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）	147,829,534円
ブラックロック・グローバル・バランス・ファンド	219,647,583円
ブラックロック世界バランス・ファンド	321,892,575円
B Rワールド・ボンド・ファンド（為替ヘッジあり）	3,857,591,795円
合計	4,837,574,602円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	(平成27年3月16日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	290,446,345
地方債証券	3,757,876
特殊債券	547,511
社債券	23,805,426
合計	318,557,158

(注) 「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係  
取引の時価等に関する事項  
債券関連及び通貨関連

区分	種類	(平成27年3月16日 現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引				
	売建				
	日本円	440,820,000	-	441,150,000	330,000
	アメリカドル	77,646,682	-	77,155,390	491,292
	イギリスポンド	105,883,743	-	106,895,828	1,012,085
	カナダドル	26,974,388	-	26,811,366	163,022
	ユーロ	1,459,665,020	-	1,463,224,856	3,559,836
	買建				
	アメリカドル	1,052,427,043	-	1,047,306,419	5,120,624
	オーストラリアドル	436,824,687	-	437,101,535	276,848
ユーロ	312,715,104	-	312,983,939	268,835	
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	1,228,718,764	-	1,249,662,300	20,943,536
	カナダドル	118,858,469	-	117,094,420	1,764,049
	イギリスポンド	437,119,416	-	440,087,230	2,967,814
	スウェーデンクローナ	3,773,849	-	3,571,200	202,649
	デンマーククローネ	33,758,894	-	30,753,175	3,005,719
	ポーランドズロチ	14,226,234	-	13,442,180	784,054
	メキシコペソ	146,365,849	-	143,907,060	2,458,789
	南アフリカランド	56,567,386	-	54,045,630	2,521,756
	ユーロ	3,025,525,926	-	2,851,751,776	173,774,150
	買建				
	アメリカドル	8,463,656	-	8,494,500	30,844
	イギリスポンド	9,160,560	-	8,948,500	212,060
メキシコペソ	51,455,141	-	51,702,200	247,059	
ユーロ	21,301,253	-	20,385,600	915,653	
合計		9,068,252,063	-	8,906,475,104	150,927,458

## (注1) 時価の算定方法

## 債券先物取引

- 1 当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段または最終相場で評価しております。
- 2 外貨建先物取引の時価は、計算日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

## 為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
  - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
  - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	1 0 7 5年国債	80,300,000	80,687,046	
		1 3 0 20年国債	267,000,000	301,539,120	
		1 4 9 20年国債	56,000,000	59,136,560	
		2 6 30年国債	4,000,000	4,831,400	
		2 7 30年国債	63,000,000	77,377,230	
		3 0 6 10年国債	109,000,000	115,941,120	
		3 1 8 10年国債	587,000,000	619,161,730	
		3 2 30年国債	12,000,000	14,332,080	
		3 3 7 10年国債	45,000,000	44,618,850	
		3 7 30年国債	44,000,000	48,707,560	
		3 9 15年国債FR	80,000,000	83,360,000	
		4 4 30年国債	61,150,000	64,642,888	
		9 9 20年国債	197,000,000	232,572,290	
		日本円 小計			1,605,450,000
アメリカドル	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND		454,000.000	607,511.020	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND		355,000.000	355,362.100	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND		95,000.000	95,646.000	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND		555,000.000	563,369.400	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND		360,000.000	359,632.800	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND		290,000.000	284,289.900	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND		425,000.000	440,971.500	
アメリカドル 小計			2,534,000.000	2,706,782.720 (328,603,422)	
イギリスポンド	TREASURY 4.75%		160,000.000	216,012.800	
	TSY 4.75% 2038		27,000.000	38,413.440	
	UNITED KINGDOM GILT		205,000.000	266,776.750	
	UNITED KINGDOM GILT		289,000.000	407,238.570	
	UNITED KINGDOM GILT		198,000.000	200,714.580	
	UNITED KINGDOM GILT		385,000.000	444,216.850	
UNITED KINGDOM GILT		235,000.000	256,013.700		
イギリスポンド 小計			1,499,000.000	1,829,386.690 (327,698,038)	
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVRMNT 3.5		275,000.000	414,667.000	
スウェーデンクローナ 小計			275,000.000	414,667.000 (5,784,605)	
デンマーククローネ	DENMARK - BULLET 4.5		450,000.000	838,107.000	
	DENMARK GOVERNMENT BOND		758,000.000	1,249,411.400	
デンマーククローネ 小計			1,208,000.000	2,087,518.400 (35,675,689)	
ポーランドズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND		480,000.000	539,424.000	
ポーランドズロチ 小計			480,000.000	539,424.000 (16,549,528)	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
	メキシコペソ	MEXICAN BONOS	2,000,000.000	2,255,180.000		
		MEXICAN BONOS	200,000.000	276,598.000		
		MEXICAN BONOS	600,000.000	656,844.000		
		MEXICAN BONOS	7,000,000.000	7,532,560.000		
		MEXICANBONOS 8%	900,000.000	1,000,089.000		
		メキシコペソ 小計		10,700,000.000	11,721,271.000 (91,894,765)	
	南アフリカランド	SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND	4,875,000.000	5,009,550.000		
		SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND	705,592.000	553,536.920		
		南アフリカランド 小計		5,580,592.000	5,563,086.920 (54,184,467)	
	ユーロ	BELGIUM GOVERNMENT BOND	360,000.000	417,830.400		
		BELGIUM GOVERNMENT BOND	270,000.000	351,920.700		
		BUNDESobligation	670,000.000	679,420.200		
		BUNDESobligation	150,000.000	152,589.000		
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	75,000.000	126,727.500		
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND	164,000.000	296,708.800		
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND	57,000.000	63,376.590		
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND	5,000.000	5,569.500		
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND	625,000.000	712,718.750		
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND	100,000.000	150,150.000		
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND	270,000.000	301,946.400		
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND	250,000.000	268,200.000		
		DEUTSCHLAND REP 3.25	150,000.000	246,585.000		
		FINLAND GOVERNMENT BOND	100,000.000	115,552.000		
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT	31,000.000	50,780.480		
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT	595,000.000	794,568.950		
FRANCE GOVERNMENT BOND OAT		480,000.000	865,920.000			
FRANCE GOVERNMENT BOND OAT		770,000.000	862,045.800			
FRANCE GOVERNMENT BOND OAT		100,000.000	155,378.000			
FRANCE GOVERNMENT BOND OAT		225,000.000	233,995.500			
FRANCE GOVERNMENT BOND OAT		320,000.000	373,580.800			
FRANCE GOVERNMENT BOND OAT		400,000.000	417,428.000			
FRANCE GOVERNMENT BOND OAT		400,000.000	402,636.000			
FRANCE GOVERNMENT BOND OAT		175,000.000	196,652.750			
FRENCH TREASURY NOTE BTAN		502,000.000	515,333.120			
IRELAND GOVERNMENT BOND		100,000.000	114,488.000			
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO		150,000.000	239,337.000			
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO		25,000.000	40,220.250			
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO		505,000.000	553,510.300			
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO		7,000.000	7,700.630			
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO		375,000.000	407,137.500			
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO		635,000.000	1,030,827.250			
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO	310,000.000	399,924.800				
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO	300,000.000	334,839.000				
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO	420,000.000	455,691.600				
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO	511,000.000	573,807.010				
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND	395,000.000	444,999.100				
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND	150,000.000	173,440.500				

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		REP OF AUSTRIA 4.3%	125,000.000	138,911.250	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	100,000.000	108,000.000	
		SPAIN GOVERNMENT BOND	211,000.000	300,689.770	
		SPAIN GOVERNMENT BOND	770,000.000	797,065.500	
		SPAIN GOVERNMENT BOND	439,000.000	588,475.110	
		SPAIN GOVERNMENT BOND	40,000.000	51,229.600	
		SPAIN GOVERNMENT BOND	75,000.000	100,620.000	
		SPAIN GOVERNMENT BOND	300,000.000	328,593.000	
		SPANISH GOV'T 6%	130,000.000	203,374.600	
	ユーロ 小計		13,317,000.000	16,150,496.010 (2,057,734,697)	
国債証券 合計				4,665,033,085 (2,918,125,211)	
地方債証券	アメリカドル	STATE OF CALIFORNIA	180,000.000	183,960.000	
		アメリカドル 小計	180,000.000	183,960.000 (22,332,744)	
	カナダドル	PROVINCE OF MANITOBA CANADA	100,000.000	116,613.000	
		PROVINCE OF ONTARIO	52,000.000	74,370.400	
		PROVINCE OF ONTARIO CANADA	159,000.000	207,266.040	
		PROVINCE OF ONTARIO CANADA	210,000.000	229,702.200	
		PROVINCE OF QUEBEC CANADA	100,000.000	116,671.000	
		PROVINCE OF QUEBEC CANADA	505,000.000	564,640.500	
	カナダドル 小計		1,126,000.000	1,309,263.140 (124,091,960)	
	地方債証券 合計				146,424,704 (146,424,704)
特殊債券	アメリカドル	FANNIE MAE POOL	46,923.080	50,757.630	
		FANNIE MAE POOL	57,757.270	62,901.710	
		FREDDIE MAC GOLD POOL	93,809.100	98,731.260	
		PETROLEOS MEXICANOS	140,000.000	143,500.000	
		PETROLEOS MEXICANOS	186,000.000	181,117.500	
	アメリカドル 小計		524,489.450	537,008.100 (65,192,783)	
	イギリスポンド	EUROPEAN INVESTMENT BANK	97,000.000	115,372.770	
	イギリスポンド 小計		97,000.000	115,372.770 (20,666,724)	
	ユーロ	EUROPEAN UNION	155,000.000	164,743.300	
		KFW	100,000.000	108,008.000	
		KFW	100,000.000	116,966.000	
		KFW	305,000.000	313,924.300	
		KFW	160,000.000	163,540.800	
ユーロ 小計		820,000.000	867,182.400 (110,487,710)		
特殊債券 合計				196,347,217 (196,347,217)	
社債券	アメリカドル	ACTAVIS FUNDING SCS	65,000.000	65,319.800	
		ACTAVIS FUNDING SCS	170,000.000	171,667.700	
		AMERICAN EXPRESS CO	80,000.000	79,000.000	
		BANK OF AMERICA CORP	210,000.000	232,104.600	
		BANK OF AMERICA CORP	214,000.000	214,271.780	
		BRITISH SKY BROADCASTING GROUP PLC	200,000.000	203,368.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		DUKE ENERGY CORP	88,000.000	98,588.160	
		FLORIDA POWER CORP	42,000.000	59,012.100	
		FORD CREDIT FLOORPLAN MASTER OWNER TRUST	350,000.000	354,648.000	
		FREEPORT-MCMORAN INC	156,000.000	143,139.360	
		JPMORGAN CHASE & CO	470,000.000	470,846.000	
		JPMORGAN CHASE & CO	120,000.000	123,060.000	
		LB COMMERCIAL CONDUIT MORTGAGE TRUST	198,000.000	213,485.580	
		MANULIFE FINANCIAL CORP	165,000.000	182,064.300	
		MEDTRONIC INC	90,000.000	98,884.800	
		MORGAN STANLEY	375,000.000	377,422.500	
		MORGAN STANLEY CAPITAL I	194,190.310	210,166.340	
		NRAM COVERED BOND LLP	150,000.000	163,798.500	
		SLM STUDENT LOAN TRUST	300,000.000	312,348.000	
		SLM STUDENT LOAN TRUST	55,012.100	55,528.660	
		SLM STUDENT LOAN TRUST	107,993.250	108,388.500	
		SLM STUDENT LOAN TRUST	61,099.460	61,386.620	
		SVENSKA HANDELSBANKEN AB	200,000.000	200,250.000	
		UBS AG	200,000.000	209,000.000	
		VERIZON COMMUNICATIONS INC	24,000.000	24,516.240	
		WELLS FARGO & CO	85,000.000	97,829.050	
		WELLS FARGO & CO	270,000.000	279,366.300	
		WELLS FARGO & CO	125,000.000	130,781.250	
	アメリカドル	小計	4,765,295.120	4,940,242.140 (599,745,396)	
	イギリスポンド	DRIVER UK	200,000.000	200,182.000	
		EDF SA	100,000.000	127,795.000	
		WESTFIELD STRATFORD CITY FINANCE PLC	100,000.000	99,850.000	
	イギリスポンド	小計	400,000.000	427,827.000 (76,636,651)	
	ユーロ	ABEST 9 A	97,119.990	97,449.220	
		AUTO ABS 2012-2 SRL	31,563.850	31,756.380	
		BAYER AG	120,000.000	127,500.000	
		BNP PARIBAS SA	255,000.000	268,502.250	
		BNP PARIBAS SA	100,000.000	101,256.000	
		BPCE SFH SA	200,000.000	208,630.000	
		CAISSE DE REFINANCEMENT DE L'HABITAT SA	165,000.000	194,211.600	
		DEUTSCHE BANK AG	75,000.000	77,419.500	
		ENBW ENERGIE BADEN-WUERTTEMBERG AG	105,000.000	116,550.000	
		ENBW ENERGIE BADEN-WUERTTEMBERG AG	80,000.000	84,000.000	
		FMS WERTMANAGEMENT AOR	200,000.000	206,622.000	
		GAS NATURAL FENOSA FINANCE BV	100,000.000	108,750.000	
		GDF SUEZ	200,000.000	209,692.000	
		GERMAN POSTAL PENSIONS	300,000.000	308,373.000	
		GNKGO 2014-SF1 A	100,000.000	100,096.000	
		ING BANK NV	629,000.000	637,132.970	
		INTESA SANPAOLO SPA	100,000.000	100,012.000	
		NN GROUP NV	100,000.000	114,770.000	
		NORDEA BANK AB	274,000.000	283,324.220	
		SANTANDER INTERNATIONAL DEBT SAU	200,000.000	208,742.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		SAP SE	75,000.000	75,369.000	
		SC GERMANY AUTO	61,879.300	62,053.180	
		SKY PLC	175,000.000	194,796.000	
		SKY PLC	120,000.000	124,198.800	
		SMART TRUST/AUSTRALIA	153,092.700	152,884.490	
		SOCIETE GENERALE SA	100,000.000	101,862.000	
		SPAREBANK 1 BOLIGKREDITT AS	170,000.000	187,215.900	
		SPAREBANK 1 BOLIGKREDITT AS	190,000.000	202,443.100	
		SUNRISE SRL	58,392.070	58,611.040	
		TOTAL SA	100,000.000	101,900.000	
		TOTAL SA	165,000.000	167,082.300	
		VERIZON COMMUNICATIONS INC	110,000.000	131,170.600	
		VOLKSWAGEN INTERNATIONAL FINANCE NV	105,000.000	121,065.000	
	ユーロ 小計		5,015,047.910	5,265,440.550 (670,869,780)	
社債券	合計			1,347,251,827 (1,347,251,827)	
合計				6,355,056,833 (4,608,148,959)	

- (注) 1 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。  
2 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。  
3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券	7銘柄	32.3%
	地方債証券	1銘柄	2.2%
	特殊債証券	5銘柄	6.4%
	社債券	28銘柄	59.1%
カナダドル	地方債証券	6銘柄	100.0%
イギリスポンド	国債証券	7銘柄	77.1%
	特殊債証券	1銘柄	4.9%
	社債券	3銘柄	18.0%
スウェーデンクローナ	国債証券	1銘柄	100.0%
デンマーククローネ	国債証券	2銘柄	100.0%
ポーランドズロチ	国債証券	1銘柄	100.0%
メキシコペソ	国債証券	5銘柄	100.0%
南アフリカランド	国債証券	2銘柄	100.0%
ユーロ	国債証券	47銘柄	72.5%
	特殊債証券	5銘柄	3.9%
	社債券	33銘柄	23.6%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。



## 2 【ファンドの現況】

【ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン(為替ヘッジなし)】(平成27年3月末現在)

【純資産額計算書】

資産総額	979,530,883円
負債総額	45,243,940円
純資産総額( - )	934,286,943円
発行済数量	756,778,607口
1単位当たり純資産額( / )	1.2346円

(参考情報)

ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジなし)(平成27年3月末現在)

純資産額計算書

資産総額	11,375,220,921円
負債総額	78,588,084円
純資産総額( - )	11,296,632,837円
発行済数量	6,238,252,113口
1単位当たり純資産額( / )	1.8109円

【ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン(為替ヘッジあり)】(平成27年3月末現在)

【純資産額計算書】

資産総額	407,549,689円
負債総額	259,470円
純資産総額( - )	407,290,219円
発行済数量	370,898,777口
1単位当たり純資産額( / )	1.0981円

(参考情報)

ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジあり)(平成27年3月末現在)

純資産額計算書

資産総額	7,133,672,410円
負債総額	27,240,419円
純資産総額( - )	7,106,431,991円
発行済数量	4,785,244,779口
1単位当たり純資産額( / )	1.4851円

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### 1 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

### 2 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

### 3 投資者に対する特典

該当事項はありません。

### 4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

### 5 受益権の譲渡

投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

の申請のある場合には、の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### 6 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### 7 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### 8 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### 9 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額等

資本金 2,435,000千円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 10,158株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減

平成23年3月1日付で、資本金を金485,000千円から2,435,000千円に増額しました。

##### (2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

###### <株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、会社法及び定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

###### <取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

###### <エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築及び業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営及び責任体制の確立を図っています。

運用の意思決定機構

投資委員会

・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

・各運用担当部署では、投資委員会の決定に従い、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

## リスク管理

- ・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成27年3月末現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	56本	378,610百万円
	単位型株式投資信託	1本	3,843百万円
私募投資信託		71本	3,161,957百万円
合計		128本	3,544,411百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号。)に基づいて作成しております。

#### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度(自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

#### 3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### 4．会社法第319条第1項に基づく平成26年11月18日付け臨時株主総会書面決議により、定款を一部変更し、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。

したがって、当事業年度は平成26年4月1日から平成26年12月31日までの9ヶ月となっております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第27期 (平成26年3月31日現在)	第28期 (平成26年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		9,382	10,971
立替金		5	18
前払費用		115	121
未収入金	2	25	208
未収委託者報酬		1,013	1,102
未収運用受託報酬		2,523	2,606
未収収益	2	983	852
繰延税金資産		423	948
その他流動資産		3	3
貸倒引当金		244	-
流動資産計		14,231	16,833
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	1	1,551	1,391
器具備品	1	389	346
有形固定資産計		1,940	1,738
無形固定資産			
ソフトウェア		5	1
のれん		1,208	685
クライアント・リレーションシップ資産		460	230
その他の無形固定資産		3	-
無形固定資産計		1,677	916
投資その他の資産			
投資有価証券		864	-
長期差入保証金		1,031	980
前払年金費用		216	315
長期前払費用		34	27
長期未収入金		112	-
繰延税金資産		113	-
投資その他の資産計		2,373	1,323
固定資産計		5,992	3,978
資産合計		20,223	20,811

	第27期 (平成26年3月31日現在)	第28期 (平成26年12月31日現在)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	67	159
未払金		
未払収益分配金	1	2
未払償還金	75	75
未払手数料	336	386
その他未払金	52	88
未払費用	2	909
未払消費税等	66	204
未払法人税等	1,052	1,001
賞与引当金	415	1,761
資産除去債務	-	42
役員賞与引当金	29	98
早期退職慰労引当金	68	36
流動負債計	3,075	5,104
<b>固定負債</b>		
長期借入金	2,737	-
退職給付引当金	-	51
資産除去債務	306	250
繰延税金負債	-	17
固定負債計	3,044	320
負債合計	6,119	5,425
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	2,435	2,435
資本剰余金		
資本準備金	2,316	2,316
その他資本剰余金	3,846	3,846
資本剰余金合計	6,162	6,162
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,129	6,452
利益剰余金合計	5,465	6,788
株主資本合計	14,063	15,386
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	40	-
評価・換算差額等合計	40	-
純資産合計	14,103	15,386
負債・純資産合計	20,223	20,811



## (2)【損益計算書】

(単位：百万円)

		第27期		第28期	
		(自 至	平成25年4月1日 平成26年3月31日)	(自 至	平成26年4月1日 平成26年12月31日)
営業収益					
委託者報酬			4,620		3,449
運用受託報酬			7,676		5,762
その他営業収益	1		7,391		6,135
営業収益計			19,688		15,347
営業費用					
支払手数料			1,559		1,167
広告宣伝費			288		356
調査費					
調査費			349		256
委託調査費	1		3,603		2,678
調査費計			3,952		2,934
委託計算費			107		76
営業雑経費					
通信費			69		56
印刷費			73		58
諸会費			23		22
営業雑経費計			166		136
営業費用計			6,076		4,672
一般管理費					
給料					
役員報酬			476		262
給料・手当			3,363		2,665
賞与			2,245		1,355
給料計			6,085		4,282
退職給付費用			229		185
福利厚生費			631		531
事務委託費	1		1,227		1,007
交際費			35		37
寄付金			5		5
旅費交通費			190		163
租税公課			92		92
不動産賃借料			730		583
水道光熱費			101		75
固定資産減価償却費			316		186
のれん償却額			661		516
クライアント・リレーションシップ資産償却費			306		230
資産除去債務利息費用			3		2
諸経費			367		286
一般管理費計			10,985		8,187
営業利益			2,626		2,486

	第27期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第28期 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
営業外収益		
受取利息	-	0
有価証券売却益	-	142
為替差益	103	13
還付加算金等	0	-
雑益	1	6
営業外収益計	105	163
営業外費用		
支払利息	99	49
固定資産除却損	-	38
雑損	55	-
営業外費用計	155	88
経常利益	2,576	2,561
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	112	104
特別損失計	112	104
税引前当期純利益	2,463	2,457
法人税、住民税及び事業税	1,104	1,507
法人税等調整額	357	372
当期純利益	1,001	1,322

## (3)【株主資本等変動計算書】

第27期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計	
平成25年4月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	4,128	4,464	13,062
事業年度中の変動額								
当期純利益						1,001	1,001	1,001
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純 額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	1,001	1,001	1,001
平成26年3月31日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	5,129	5,465	14,063

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成25年4月1日残高	-	-	13,062
事業年度中の変動額			
当期純利益			1,001
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純 額)	40	40	40
事業年度中の変動額合計	40	40	1,041
平成26年3月31日残高	40	40	14,103

第28期 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

(単位:百万円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金		
平成26年4月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	5,129	5,465	14,063
事業年度中の変動額								
当期純利益						1,322	1,322	1,322
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純 額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	1,322	1,322	1,322
平成26年12月31日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	6,452	6,788	15,386

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成26年4月1日残高	40	40	14,103
事業年度中の変動額			
当期純利益			1,322
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純 額)	40	40	40
事業年度中の変動額合計	40	40	1,282
平成26年12月31日残高	-	-	15,386

**【重要な会計方針】**

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## 有価証券

## 其他有価証券

## 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却方法

## (1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。

## (2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれん及びクライアント・リレーションシップ資産の償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 退職給付引当金の計上方法

## 旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

## 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

## 確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

## (3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

## (4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

## (5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労の支払に備えて、早期退職慰労支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

## 4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## (2) 決算日の変更について

会社法第319条に基づく平成26年11月18日付け臨時株主総会書面決議により、定款を一部変更し、決算期を3月31日から12月31日に変更しました。

従って、当事業年度は平成26年4月1日から平成26年12月31日までの9ヶ月となっております。

〔注記事項〕

**（貸借対照表関係）**

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
建物附属設備	820 百万円	892 百万円
器具備品	757 百万円	702 百万円

## 2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
未収収益	484 百万円	510 百万円
未払費用	76 百万円	316 百万円
未収入金	16 百万円	201 百万円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
当座貸越極度額	1,000 百万円	1,000 百万円
借入実行残高	-	-
差引額	1,000 百万円	1,000 百万円

**（損益計算書関係）**

## 1 関係会社に対する営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
その他営業収益	2,728 百万円	3,611 百万円
委託調査費	548 百万円	353 百万円
事務委託費	122 百万円	1,210 百万円

**(株主資本等変動計算書関係)**

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	10,158	-	-	10,158

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	10,158	-	-	10,158

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

**(金融商品関係)**

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

長期借入金金は主に運転資金及び過去における経営統合時に必要とされた資金調達です。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	9,382	9,382	-
(2) 未収委託者報酬	1,013	1,013	-
(3) 未収運用受託報酬	2,523		
貸倒引当金（*）	244		
	2,279	2,279	-
(4) 未収収益	983	983	-
(5) 長期差入保証金	1,031	1,012	18
資産計	14,689	14,670	18
(1) 未払手数料	336	336	-
(2) 未払費用	909	909	-
(3) 長期借入金	2,737	3,065	327
負債計	3,983	4,311	327

（\*）未収運用受託報酬に個別に計上している個別貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（平成26年12月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	10,971	10,971	-
(2) 未収委託者報酬	1,102	1,102	-
(3) 未収運用受託報酬	2,606	2,606	-
(4) 未収収益	852	852	-
(5) 長期差入保証金	980	971	9
資産計	16,514	16,504	9
(1) 未払手数料	386	386	-
(2) 未払費用	1,246	1,246	-
負債計	1,633	1,633	-

（注1） 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

## 負債

## (1)未払手数料、(2)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## (3)長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっています。

## (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成26年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	9,382	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,013	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,279	-	-	-
(4) 未収収益	983	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	957	54	20
合計	13,658	957	54	20

当事業年度(平成26年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	10,971	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,102	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,606	-	-	-
(4) 未収収益	852	-	-	-
(5) 長期差入保証金	26	904	40	10
合計	15,559	904	40	10

## (注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(平成26年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	-	-	-	-	-	2,737
合計	-	-	-	-	-	2,737

当事業年度(平成26年12月31日)

該当事項はありません。

**(有価証券関係)**

前事業年度（平成26年3月31日）

その他有価証券

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他	864	800	64
合計	864	800	64

当事業年度（平成26年12月31日）

当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他	942	142	-

**(退職給付関係)**

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,541
勤務費用	197
利息費用	14
数理計算上の差異の発生額	26
退職給付の支払額	200
退職給付債務の期末残高	1,580

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
年金資産の期首残高	1,710
期待運用収益	17
数理計算上の差異の発生額	121
事業主からの拠出額	402
退職給付の支払額	200
年金資産の期末残高	2,050

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,531
年金資産	2,050
	519
非積立型制度の退職給付債務	49
未積立退職給付債務	470
未認識数理計算上の差異	219
未認識過去勤務費用	34
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	216
退職給付引当金	-
前払年金費用	216
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	216

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
勤務費用	197
利息費用	14
期待運用収益	17
数理計算上の差異の費用処理額	16
過去勤務費用の処理額	4
確定給付制度に係る退職給付費用合計	174
特別退職金	112
合計	286

## (5) 年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券68%、株式29%及びその他3%となっております。

## 長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
割引率	1.0%
長期期待運用収益率	1.0%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、55百万円 でありました。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び 確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の 確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、 から の三つの制度を有しています。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,580
勤務費用	164
利息費用	11
数理計算上の差異の発生額	52
退職給付の支払額	221
退職給付債務の期末残高	1,587

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年12月31日)
年金資産の期首残高	2,050
期待運用収益	13
数理計算上の差異の発生額	176
事業主からの拠出額	185
退職給付の支払額	221
年金資産の期末残高	2,205

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (平成26年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,536
年金資産	2,205
	669
非積立型制度の退職給付債務	51
未積立退職給付債務	618
未認識数理計算上の差異	323
未認識過去勤務費用	31
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	263
退職給付引当金	51
前払年金費用	315
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	263

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年12月31日)
勤務費用	164
利息費用	11
期待運用収益	13
数理計算上の差異の費用処理額	20
過去勤務費用の処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	138
特別退職金	104
合計	242

## (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (平成26年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券68%、株式29%及びその他3%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年12月31日)
割引率	0.7%
長期期待運用収益率	1.1%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、46百万円 でありました。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
繰延税金資産		
損金計上事務過誤取引	188百万円	-百万円
未払費用	184 "	231 "
賞与引当金	139 "	616 "
資産除去債務	109 "	104 "
資産調整勘定	90 "	73 "
未払事業税	77 "	74 "
早期退職慰労引当金	24 "	12 "
退職給付引当金	17 "	18 "
有形固定資産	2 "	0 "
その他	31 "	23 "
繰延税金資産合計	867 "	1,156 "
繰延税金負債		
無形固定資産	163 "	81 "
退職給付引当金	94 "	112 "
資産除去債務に対応する除去費用	43 "	31 "
その他有価証券評価差額金	24 "	- "
その他	3 "	- "
繰延税金負債合計	330 "	225 "
繰延税金資産の純額	537 "	931 "

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	423百万円	948百万円
固定資産 - 繰延税金資産	113 "	- "
固定負債 - 繰延税金負債	- "	17 "

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
法定実効税率	38.0%	35.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	10.3 "	3.4 "
損金不算入ののれん償却額	10.2 "	7.5 "
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.5 "	- "
その他	0.6 "	0.4 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	59.4%	46.0%

### (企業結合等関係)

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

取得による企業結合

#### (1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業内容

被取得企業の名称：MGPA Japan LLC

事業の内容： 国際プライベート・エクイティ不動産投資顧問業

企業結合を行った理由

不動産投資顧問事業を当社の運用ラインアップに加えることにより、当社の収益源をより多様化させることを目的としております。

企業結合日

平成25年10月5日

企業結合の法的形式

事業譲受

結合後企業の名称

ブラックロック・ジャパン株式会社

取得企業を決定するに至った主な根拠

対価の種類が現金であるため、当該現金を交付した当社を取得企業としております。

#### (2) 財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成25年10月5日から平成26年3月31日まで



## (3) 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	398百万円
取得に直接要した費用	弁護士費用等	91百万円
取得原価（注）		489百万円

（注）当該取得原価は調整される可能性があります。

## (4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん金額

288百万円（注）

（注）当該のれん金額は調整される可能性があります。

発生原因

主として当該企業結合により運用商品の多様化から期待される超過収益力であります。

償却の方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

## (5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	8百万円
固定資産	272百万円
資産合計	281百万円
流動負債	73百万円
負債合計	73百万円

## (6) 企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

金額の重要性が乏しいため、記載しておりません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

**(資産除去債務関係)**

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## 1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

## 3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年12月31日)
期首残高	244	306
有形固定資産の取得に伴う増加額	23	-
時の経過による調整額	3	2
見積りの変更による増減額	35	15
期末残高	306	293

## 4. 当該資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、一部の資産について資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産取得時における見積額を下回る見込みであることが明らかになったことから、見積りの変更により資産除去債務を15百万円減少させております。

## (セグメント情報等)

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	4,620	7,676	7,391	19,688

## (2) 地域ごとの情報

## 売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
11,591	6,300	1,796	19,688

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	2,728	投資運用業

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

## 1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	3,449	5,762	6,135	15,347

## (2) 地域ごとの情報

売上高

(単位:百万円)

日本	北米	その他	合計
8,479	5,353	1,514	15,347

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位:百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	3,611	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	1,690	投資運用業

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

## 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等  
前事業年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニュー ヨーク州	9,429 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用 受託報酬	0	未収収益	484
							受入 手数料	2,728		
							委託 調査費	548	未払費用	76
							事務 委託費	122		

当事業年度(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニュー ヨーク州	13,067 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用 受託報酬	0	未収収益	510
							受入 手数料	3,611		
							委託 調査費	353	未払費用	316
							事務 委託費	1,210		

- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等  
前事業年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)  
該当事項はありません。

当事業年度(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)  
該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等  
前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ルックス・フィンコ・S.a.r.l.	ルクセンブルグ大公国ルクセンブルグ市	2百万米ドル	資産運用会社等の事業の支配・管理	なし	ローン借入	資金の借入	-	長期借入金	2,737
							支払利息	99	未払利息	-

当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ルックス・フィンコ・S.a.r.l.	ルクセンブルグ大公国ルクセンブルグ市	2百万米ドル	資産運用会社等の事業の支配・管理	なし	ローン借入	資金の返済	2,737	長期借入金	-
							支払利息	49	未払利息	-

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	1,690	未収収益	183

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (5) 支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は差し入れておりません。
- (6) 長期借入金の期末残高は劣後特約付借入金に係るものであります。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(非上場)

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年12月31日)
1株当たり純資産額	1,388,434 円 68 銭	1,514,717 円 33 銭
1株当たり当期純利益金額	98,560 円 04 銭	130,237 円 41 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年12月31日)
当期純利益 (百万円)	1,001	1,322
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	1,001	1,322
普通株式の期中平均株式数 (株)	10,158	10,158

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。 )又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 )と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

## 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
平成19年9月18日	証券業登録に伴う商号変更(「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に変更)のため、定款変更を行いました。
平成19年9月30日	商号変更(「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更)のため、定款変更を行いました。
平成19年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
平成19年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
平成20年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
平成20年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
平成21年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
平成21年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更(「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更)および定款変更を行いました。
平成23年4月1日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。
平成25年10月5日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行いました。
平成26年12月1日	決算期を3月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行いました。



## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

- ・名称 : 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ・資本金の額 : 324,279百万円（平成26年3月末現在）
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### <参考：再信託受託会社の概要>

- ・名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 : 10,000百万円（平成26年3月末現在）
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額(百万円) (平成26年3月末現在)	事業の内容
ソニー銀行株式会社*	31,000	銀行法に基づき、銀行業を営んでおります。
エース証券株式会社	8,831	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
SMB C日興証券株式会社	10,000	
株式会社SBI証券	47,937	
高木証券株式会社	11,069	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社	8,000	
楽天証券株式会社	7,495	

\* ソニー銀行株式会社は、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行い、新規の募集および販売の取扱いは行いません。

#### (3) 投資顧問会社

- ・名称 : ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク
- ・資本金の額 : 10,469百万米ドル（円貨換算\* 約1兆775億円、平成26年3月末現在）  
\* 米ドルの円換算は、平成26年3月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=102.92円）によります。
- ・事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。

- ・名称 : ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド
- ・資本金の額 : 94百万英ポンド(円貨換算<sup>\*</sup> 約161億円、平成26年3月末現在)  
<sup>\*</sup> 英ポンドの円換算は、平成26年3月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客  
電信売買相場の仲値(1英ポンド=171.31円)によります。
- ・事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。
  
- ・名称 : ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド
- ・資本金の額 : 89百万豪ドル(円貨換算<sup>\*</sup> 約8,472百万円、平成26年3月末現在)  
<sup>\*</sup> 豪ドルの円換算は、平成26年3月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信  
売買相場の仲値(1豪ドル=95.19円)によります。
- ・事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

受託会社(受託者)として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

### (2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

### (3) 投資顧問会社

委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図を行っています。

## 3【資本関係】

### (1) 受託会社

該当事項はありません。

### (2) 販売会社

該当事項はありません。

### (3) 投資顧問会社

当社およびブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッドの最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。

### 第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下の通り提出されております。

平成26年12月16日 有価証券報告書、有価証券届出書

# 独立監査人の監査報告書

平成27年2月27日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 星 知子 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 若林 亜希 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成26年4月1日から平成26年12月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジなし）の平成26年9月17日から平成27年3月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジなし）の平成27年3月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジあり）の平成26年9月17日から平成27年3月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジあり）の平成27年3月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。